

実施事業ごとの実績及び点検・評価一覧

基本目標1 妊娠・出産期からの切れ目のない支援の充実

【施策の方向1】 妊娠・出産に関する支援の充実 【施策の方向2】 子どもや母親のための保健事業の充実 【施策の方向3】 子どもの健康の確保・増進

【施策の方向4】 医療体制の確保・充実 【施策の方向5】 子育ての経済的負担の軽減

☆:子ども子育て支援法により、量の見込み、確保の内容及びその実施時期を定める必用がある事業

施策の方向	番号	量の見込み	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和4年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
1. 妊娠・出産に関する支援の充実	1			母子健康手帳	妊娠中から母子に関する保健指導、健康診査や予防接種の記録ができるよう、母子健康手帳を配布します。配布の際には、手帳の活用や今後利用できる母子保健サービスについて周知します。 また、若年・高齢妊婦など個々のケースに応じて保健師が面接や訪問をし、適切な支援をしていきます。	子育て相談課		*母子健康手帳交付数:315件 *支援プラン件数:298件(妊婦面接者343件中、転入含)	○	母子健康手帳交付時に保健師が面接を行い、母体の健康管理や母子保健サービス等について周知した。面接の際に、子育てガイド「羽(は)ぐくみプラン」を配布し、個々のケースに応じて、出産・育児の見通しを安心してもてるよう支援していく。	継続
	2			父親ハンドブック	母体の心身の変化や子どもの成長と、その時々父親としての役割や、子育てに必要な知識を幅広く掲載している父親ハンドブックを母子健康手帳とともに配布し、妊娠を機に父親が子育てに参画するきっかけとなるよう啓発に努めます。	子育て相談課		*母子健康手帳配布時に、父親ハンドブックを配布 *父親ハンドブック配布数315件 *ハロー赤ちゃんクラス(両親学級)年18回 延べ125人	○	引き続き、父親としての役割や自覚をもち、育児に参画できるよう啓発に努める。 働き方の多様化により、平日の事業参加の希望もあるため、両親学級については、土日のほか平日も継続して実施していく。	継続
	3	☆		妊婦健康診査	妊娠中の胎児が順調に育つため、また、妊婦の疾病や異常を早期発見し、早期治療につなげるため、妊婦健康診査を実施します。	子育て相談課		*妊娠届出者数 315件 *妊婦健康診査受診者数 延べ3,602件 (妊婦健康診査受診者3,472件+里帰り出産時妊婦健康診査130件)	○	引き続き、妊婦面接の際に受診勧奨を行い、健診結果を把握することで継続的な支援に繋げていく。 指定医療機関に限定していた妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の利便性向上のため助産所でも交付負担できるよう拡充する。	見直し
	4			妊婦歯科健康診査	妊娠中は身体的変化や生活環境の変化等により、歯科疾患が増加する傾向にあります。また、産後は育児等で受診が困難なため疾患が放置されやすい傾向にあることから、妊娠中に歯科疾患の予防や治療の動機付けを行い、歯科保健意識の向上を図ります。	子育て相談課		*妊婦歯科健康診査受診者数 74人	○	妊娠中の歯科疾患の早期発見・早期治療を図るため、引き続き、母子健康手帳交付時に歯科健診の受診勧奨を行うとともに、母親学級の歯科講座等において周知していく。	継続
	5			母親学級・両親学級	妊娠、出産、育児に主体的に臨むことができるよう正しい知識の習得機会を提供し、妊娠中の不安の解消を図るとともに、孤立しがちな母親同士が地域で情報交換や相談し合える仲間づくりの場としても活用できるよう支援していきます。 また、男性に育児についての学習や体験の機会を提供することにより、夫婦が協力して育児ができるよう男性の参加を促進します。	子育て相談課		*プレママサロン(母親学級)年6回 延べ53人 *ハロー赤ちゃんクラス(両親学級)年18回 延べ125人	○	妊婦体操や沐浴・調乳などの実習を通して、出産や育児に関する知識の提供を行っている。 令和5年度に胎児モデル(人形)を導入し、妊娠・出産の経過がイメージしやすくなるよう講座内容の充実を図るとともに、オンラインによる交流の機会を継続していく。	見直し
	6			妊産婦訪問指導	保健師や助産師が家庭を訪問し、妊産婦の健康状態、生活環境、疾病予防など妊娠中や産後に必要な事項、及びマタニティブルーや産後うつなど精神面の不安定さについて、適切な指導を行います。 また、疾病や異常の早期発見・早期治療について助言し、不安を除き、安心して出産・育児に臨むことができるよう支援します。	子育て相談課		*乳児家庭全戸訪問事業・新生児訪問指導と同時に妊産婦訪問を実施 *妊産婦訪問指導数 279件	○	訪問により、新生児及び妊産婦の状況を確認する中で、適切な支援に繋いでいる。 引き続き、産後の訪問時にEPDS(エジンバラ産後うつ病質問票)を活用した産後うつ等の早期発見・早期対応に努めていく。	継続

施策の方向	番号	量の見込	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和4年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	7	☆		乳児家庭全戸訪問事業・新生児訪問指導	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、乳児及び保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行うとともに、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。 また、支援を必要とする家庭を早期に把握し、必要に応じて未熟児訪問指導、産後ケア事業、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげます。	子育て相談課		*乳児家庭全戸訪問事業・新生児訪問指導件数 282件	○	乳児家庭全戸訪問を実施し、新生児及び妊産婦の状況の確認を行い、適切な支援に繋いでいる。 引き続き、訪問時に実施するEPDS(エジンバラ産後うつ病質問票)を活用することで産婦及び新生児を、適切なサービスや支援に繋いでいく。	見直し
	8			未熟児訪問指導	未熟児に対し養育上必要があると認められた場合は、保健師が家庭を訪問し、未熟児の状況や家庭環境に応じた適切な養育指導を行い、未熟児の発育・発達を促します。	子育て相談課		*未熟児訪問指導件数 6件	○	発育・発達における未熟児特有の課題や親の育児負担を把握し、関係機関と連携を図りながら継続的に支援を行っている。 引き続き、医療機関との情報交換を密に行いながら、退院後の生活が円滑に進められるよう支援を行っていく。	継続
	9			産後ケア事業	産後に家族などからの十分な援助が受けられず、心身のケアや育児のサポート等を必要とする母子に対して、安心して子育てができるよう経験豊富な助産師や助産所等で支援します。 助産師が居宅を訪問する「アウトリーチ型」、助産院等に通所する「デイサービス型」、利用者が宿泊してサポートを受ける「宿泊型」があり、実情にあわせて実施していきます。	子育て相談課		*アウトリーチ型:利用家庭数:70件 延利用日数:88日 *デイサービス型:利用家庭数:29件 延利用日数:33日 *宿泊型:利用家庭数5件 延利用日数:6泊(12日)	○	支援を必要とする産婦及び乳児に対して、アウトリーチ型、デイサービス型、宿泊型など個々に合わせたサービスの提供を行っている。 引き続き、安心して子育てができるよう地域の助産師(助産院等)と連携を図りながら、産婦の心身のケアと不安の軽減に努めていく。	継続
	10	☆		養育支援訪問事業	家族等から日中の家事や育児の支援が得られず、また、育児ストレスや心身の疾病、養育力の不足などにより不適切な養育状態にあるため、養育支援が必要と認められる家庭に支援を行う事業です。児童虐待の予防の観点からも専門的知識や経験を有する者が相談や指導を行うとともに、養育支援ヘルパーを派遣し、家事援助等の養育支援を行います。	子育て相談課		*専門的相談支援:95家庭(194ケース) 264回 *育児・家事援助(ヘルパー派遣):4家庭 46回(46時間)	○	専門的知識や経験を有する職員が行う相談・指導とヘルパー派遣により、児童虐待の未然防止、育児不安の軽減が図れた。令和5年度は新たなヘルパー派遣委託事業所との契約を予定しており、相談者のニーズに沿った派遣ができるよう支援していく。 母子保健型の利用者支援事業等との連携を密に行い、適切な支援に繋げていく。	見直し
2. 子どもや母親のための保健事業の充実	1			産婦健康診査	妊娠高血圧症候群等の後遺症を早期に発見し、適切な治療につなげることを目的として、3~4か月児健康診査時に血圧測定や尿検査を実施します。 また、心身の不調について相談に応じ、必要がある場合には、専門医療機関での受診を勧奨します。	子育て相談課		*3~4か月児健診時助産師による産婦健診・相談実施者数:67人	○	産婦健診未受診者や再検査が必要な産婦を対象とし、血圧測定や尿検査等を実施するほか、必要がある場合は、医療機関への受診勧奨を行っている。 引き続き、対象者に産婦健診の実施や受診勧奨などを行っていく。	継続
	2			乳幼児健康診査	乳幼児の発育・発達の確認と疾病や異常の早期発見・早期治療を行うため3~4か月、6~7か月、9~10か月、1歳6か月、3歳児の健康診査を実施します。また、乳幼児健康診査の場を活用し、個別相談及び健康教育を行うとともに、児童虐待の発生予防の観点から、育児不安を抱える保護者や発達の遅れが心配される子どもに対し、継続した支援を行っていきます。	子育て相談課		*3~4か月児健診 年12回 279人 *6~7か月児健診 268人 *9~10か月児健診 259人 *1歳6か月健診 年12回 317人 *3歳児健診 年12回 363人	○	乳幼児期の健診を定期的実施し、発育・発達の確認や異常の早期発見・早期対応を図っている。 特に支援の必要な家庭に対しては、妊娠期の関わりのほか、各節目の健診において地区担当保健師が面接を行い、継続した支援を行っていく。	継続
	3			予防接種	感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、BCG、麻しん・風疹混合など各種予防接種を勧奨するとともに、接種する時期や接種間隔などの予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。	子育て相談課		*接種対象年齢時期に保護者に対する予診票の送付、接種率向上のため、接種再勧奨のはがきを送付 *広報はむら、市公式サイト等で予防接種について周知 *接種延べ数 四種混合1,090人、二種混合329人、日本脳炎1,921人、BCG278人、麻しん・風しん混合636人、ヒブ1,113人、子宮頸がん627人、小児用肺炎球菌1,109人、水痘540人、B型肝炎808人、ロタ554人	○	予防接種の正しい知識の普及啓発、接種率の向上のため、引き続き周知を徹底していく。	継続

施策の方向	番号	量の見込	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和4年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	4			乳幼児経過観察健康診査	乳幼児健康診査や相談などから精密健康診査を要する程ではないが、健康上の課題があり、経過観察が必要と判断された乳幼児について、小児科医による診察や、保健師、管理栄養士による個別相談を行うことにより、発達発育面の支援を行います。	子育て相談課		*乳幼児経過観察健康診査 年12回 117人	○	小児科医による診察の結果、必要な場合には保健指導の実施や精密健康診査受診票の発行を行い、疾病等の早期発見・対応を図っている。 引き続き、各健診の事後フォローや健診未受診者の対応の場として実施していく。	継続
	5			乳幼児発達健康診査	乳幼児健康診査や相談などから、発達面での経過観察が必要と判断された乳幼児について、小児科医による診察や保健師等による個別相談を行い、保護者へ対応方法の助言を行い、不安の軽減を図ります。また、必要に応じて専門医療機関等の紹介を行います。	子育て相談課		*乳幼児発達健康診査 年12回 33人	○	小児神経専門医による健診を月1回実施し、保護者の不安軽減に努め、必要に応じて専門医療機関等に繋いでいる。 特に、年長児に対しては、適切な就学先に繋ぐことができるよう、関係機関と連携しながら支援を行っていく。	継続
	6			精密健康診査	妊婦健康診査や乳幼児健康診査等の結果、診断の確定のため精密な検査が必要と判断された方に対し、疾病や異常の早期発見・早期治療を図るため、専門的な診断のできる医療機関等において検査を受けることができるよう受診票を交付します。	子育て相談課		*精密健康診査受診票発行者数:39人	○	乳幼児健診等において医師が必要と認めた場合、精密健康診査受診票を発行することで疾病の早期発見・早期治療を図っている。 発行時の面接において、保護者の不安の軽減を図りながら受診勧奨を行っていく。また、精密健康診査の未受診者には、更に受診勧奨を実施していく。	継続
	7			幼児期における歯科健康診査等	生涯を通じて健康な歯を保つために、その基礎となる幼児期からのむし歯を予防し、歯科保健に関する生活習慣の定着を図るため、1歳6か月、2歳、3歳児の歯科健康診査を行うとともに、保健指導や個別相談を行います。 また、令和3年度から事業の見直しを図り、3歳児及び4歳児を対象に市内協力医療機関で個別フッ素塗布事業として実施。	子育て相談課		*1歳6か月児歯科健診 年12回 317人 *2歳児歯科健診 年12回 169人 *3歳児歯科健診 年12回 363人 *フッ素塗布事業 250人	○	乳幼児の口腔衛生状態を確認し、健全な歯の発育と虫歯予防を促す保健指導を行っていく。 フッ素塗布事業について、個別通知のほか健診時における勧奨を図っていく。	継続
	8			1歳6か月児及び3歳児経過観察健康診査(心理相談)	1歳6か月児及び3歳児健康診査や相談などから心理面で経過観察が必要と判断された幼児について、定期的に心理相談員が面接し、健康面や情緒面に関する相談を実施します。	子育て相談課		*1歳6か月児経過観察健康診査(心理相談) 74人 *3歳児観察健康診査(心理相談) 94人	○	幼児の発達面・心理面、保護者の不安や悩みに関する相談に応じ、個々に合わせた支援を行っている。 引き続き、幼稚園・保育園等の巡回相談事業と連携しながら、相談事業を通じて支援の充実を図っていく。	継続
	9			育児相談	身長・体重測定による乳幼児の発育・発達の確認及び希望者に対する保育、栄養、授乳、歯科の相談を行うことで、子育てに関する疑問や不安を軽減し、安心して子育てができるよう支援します。相談内容によっては他の相談につなげたり、医療機関や関係機関の紹介を行います。 また、多くの親子が参加していることから、保護者同士の交流の場や仲間づくりの場としても活用できるよう支援していきます。	子育て相談課		*育児相談来所者 年12回 360人	○	子育てや子どもの成長発達についての疑問や心配ごとが解消できるよう、保護者の不安軽減に努めている。 引き続き多くの方に気軽に利用していただけるよう、事業周知に努めていく。	継続
3. 子どもの健康の確保・増進	1			ひよこサロン(離乳食スタート教室)	離乳食をそろそろ始める4~5か月児の保護者を対象に、離乳食を始めるタイミングや作り方などを学習するための講習や、調理実習を行うとともに、保護者同士の交流の場や仲間づくりの場としても活用できるよう支援していきます。	子育て相談課		*ひよこサロン 年12回 148人	○	コロナ禍において、離乳食の調理や試食などの内容を見直し実施してきたが、離乳食について分かりやすく伝えられるよう事業内容の検討を行っていく。	継続
	2			もぐもぐ教室(生後7か月以降の離乳食教室)	赤ちゃんに合った食べ物の固さや大きさ、種類の増やし方、簡単なメニューなど、生後7か月以降の離乳食の進め方について講習を行うとともに、保護者同士の交流の場や仲間づくりの場としても活用できるよう支援していきます。	子育て相談課		*もぐもぐ教室 年5回 73人	○	コロナ禍において、離乳食の試食や交流の場などの内容を見直し実施してきたが、離乳食について分かりやすく伝えられるよう事業内容の検討を行っていく。	継続
	3			乳幼児期における食育の推進	各種乳幼児健康診査や育児相談等において、管理栄養士による相談及び健康教育を実施し、望ましい食生活に関する情報提供に努めます。 保育園等では、食事・行事・日常の保育を通して、健康な心身と望ましい食習慣の確立に努めます。	子育て相談課	子育て支援課	*乳幼児健診や歯科健診において栄養士による個別相談、集団指導を実施 *乳幼児健診 栄養相談利用者 326人 *育児相談 栄養相談利用者81人 *随時栄養相談 34人 *健診後等フォロー相談 225人 *児童館における食育講座 3回 32人 *子育て世代包括支援センター「羽っぴーだよりあのね」に食育関係のコラムを掲載	○	幼児期から食や健康に関心を持ち主体的に健康づくりに取り組めるよう、乳幼児健診の際の管理栄養士による栄養指導や健康教育を実施した。 引き続き、望ましい食生活に関する情報提供に努めていく。	継続

施策の方向	番号	量の見込	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和4年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	4			みんなで楽しむ子育て講座	男性の家事・育児参画を推進することを目的に、親子の遊びや調理実習、健康や男女共同参画のミニ講座を行います。親子の触れ合いの場を提供するとともに、家族の健康づくりに役立つ知識と実践方法の普及啓発を図ります。	総務課 健康課 子育て相談課		*11月16日 10時～10時45分 *保健センター *参加者 4人(子連れ参加3人) *子育て中のパパママを対象に、家族の健康づくりに役立つ栄養講座と調理デモンストレーション、総務課による男女共同参画のミニ講座を実施 *12月3日 10時～11時30分 *中央児童館 *参加者:6家庭 19人(父:5人、母:5人、子:9人) *ホップの会(羽村市男性保育士の会)を講師に招き、身体を使った親子遊びの紹介と参加者との情報交換会を実施。	○	事業を通じて、子育て世代への男女共同参画に関する意識啓発及び、情報提供等に取り組んだ。庁内各課と連携し、引き続き、より効果的な事業を実施していく。 3年ぶりの対面形式の講座開催とし、味付けや食材の変化など試食も取り入れ、健康づくりの普及啓発を図った。より多くの方に参加していただけるよう、PR方法や申込方法等を精査していく。 3年ぶりの対面形式の講座で課単独での講座としては5年ぶりの実施。対象児の年齢や対応時間を考慮し、単課での実施を検討するとともに、PR方法や開催時期、講座内容についても精査していく。	継続
	5			学校給食等を生かした食育の推進	小中学校では、学校給食を通して、給食センターの栄養教諭や食育リーダーを活用し食育の指導を行うことで、心身の健全育成に努めます。また、地場産の農産物を使用するなど、地産地消に努めるよう給食組合に働きかけていきます。	学校教育課		*小中学校で栄養教諭等による食育指導を実施 *学校給食における地場産物の優先使用について、羽村・瑞穂地区学校給食組合に対して働きかけを実施	○	学校給食をはじめ学校教育を通じた「食」に関する知識と、バランスの良い「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むよう、継続した食育指導に取り組んでいく。	継続
	6			稲作体験	小学校では、「羽村学(郷土学習)」の指導内容として、また、青少年対策地区委員会では、青少年健全育成の事業の一環として、子どもたちを対象に稲作体験を行い、自らが耕作、収穫したお米を食べることで、食への理解を深めます。	学校教育課	産業振興課 子育て支援課	*小学校5年生の羽村学(郷土学習)において、稲作体験(田植え)を実施した。 *収穫したお米は、調理実習などでいただき、食への理解を深めた。	○	稲作体験事業については、市独自の特色ある教育内容「羽村学(郷土学習)」の1つとして、継続して取り組んでいく。	継続
4. 医療体制の確保・充実	1			福生病院組合の運営支援	地域の中核病院として健全に運営していけるよう、構成市として支援を行うとともに、救急医療の充実について働きかけを行います。	健康課		*福生病院の運営支援 *負担金及び助成金 362,270,000円	○	地域の中核病院として、市民の健康づくりに寄与できるよう福生病院の運営支援を行っていく。	継続
	2			平日夜間急患センター診療事業	平日(月曜日～土曜日)夜間の子どもを含めた急病患者に対応するため、平日夜間急患センターにおいて診療を行います。	健康課		*平日夜間急患センター患者数 185日 延べ 168人 うち、小児(0～14歳)の患者数 延べ 45人 *地域の救急医療の充実や新型コロナウイルス感染症の流行による患者数の減少などから、令和4年6月から診療日を週6日から週3日(月・木・土)とした。	○	平日夜間における急病患者に対応し、地域住民の応急診療に寄与した。ウイルス性胃腸炎やインフルエンザ等の感染症の流行時期は患者数は増加するが、その他の時期の患者数は少ない。地域医療の状況を十分考慮に入れた上で、診療の在り方について検討していく。	継続
	3			休日診療事業	休日の日中の子どもを含めた急病患者に対応するため、市内の医療機関において診療を行います。	健康課		*休日診療患者数 72日間 延べ 1,306人 うち、小児(0～14歳)の患者数 延べ 415人	○	市内の協力医療機関が輪番制で休日診療を実施し、患者数の約3割は小児の患者となっている。引き続き、休日の急病患者への対応のため実施していく。	継続
	4			休日歯科診療事業	休日の日中の子どもを含めた歯科応急患者に対応するため、市内の歯科医療機関において診療を行います。	健康課		*休日歯科診療患者数 72日間 延べ 164人 うち、小児(0～14歳)の患者数 延べ 24人	○	市内の協力歯科医療機関が輪番制で休日診療を実施し、1割程度が小児の患者となっている。引き続き、休日の歯科の急病患者への対応のため実施していく。	継続
	5			休日準夜診療事業	休日夜間の子どもを含めた急病患者に対応するため、福生市・瑞穂町と輪番制で診療を行います。	健康課		*休日準夜診療患者数 18日間 延べ 32人 うち、小児(0～14歳)の患者数 延べ 10人	○	平日夜間急患センターにおいて、市医師会が輪番制で休日準夜診療を実施している。市内外における休日夜間診療の果たす役割は大きく、引き続き実施していく。	継続
5. 子育ての経済的負担の軽減	1			特定不妊治療費の助成	特定不妊治療を受けた夫婦で、東京都特定不妊治療に係る医療費の助成の決定を受けている方に対し、経済的負担の軽減、少子化対策及び次世代育成の推進を図るため、特定不妊治療に係る治療費の一部を助成します。	子育て相談課		*特定不妊治療費助成申請者数 30人	○	令和4年度から標準的な治療内容は保険適用となり、経過措置として事業を継続している。今後は、東京都の動向を見ながら実施について検討していく。	継続
	2			入院助産	出産にあたって、保健上必要であるにもかかわらず、経済的な理由で病院または助産所に入院できない妊産婦を対象に、その費用を助成します。	子育て相談課		*入院助産助成件数 2件	○	経済的困窮度や個々のニーズの聞き取りを強化し、制度の適切な活用を図る。	継続

施策の方向	番号	量の見込	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和4年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	3			出産育児一時金	国民健康保険に加入している方の出産に要した費用の一部を、出産育児一時金として支給します。 また、一時的な経済的負担を軽減するため、医療機関等に直接出産育児一時金を支払う直接支払制度を推進します。	市民課		*出産育児一時金件数 28人 11,605,740円	○	今後も継続して実施していく。	継続
	4			新生児聴覚検査の公費負担	すべての新生児が聴覚検査を受けられるよう、検査費用の一部を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、先天性の聴覚障害を早期に発見し、音声言語発達の影響を最小限に抑えます。	子育て相談課		*新生児聴覚検査実施者数 268人	○	新生児の聴覚障害の早期発見・早期治療を図るため検査費用の一部を助成し保護者の経済的負担の軽減を図っている。 引き続き、制度の周知に努めていく。	継続
	5			未熟児養育医療の給付	身体の発育が未熟なままで生まれ、入院して養育を受ける必要があると医師が認めた満1歳未満の乳児に対し、その養育に必要な医療の給付を行います。	子育て相談課		*未熟児養育医療給付申請者数 3人	○	医療の給付により、必要な医療処置の実施や子どもの健康管理・発育の促進を図っている。 引き続き、適切な医療給付を行い保護者の経済的な負担の軽減に努めていく。	継続
	6			児童手当の支給	子育て家庭への経済的負担の軽減を図るため、義務教育就学修了(0歳～15歳)までの児童を対象に手当を支給します。	子育て相談課		*3歳未満被用者:延児童数 8,107人、支出額 121,605,000円 *3歳未満非被用者:延児童数 1,623人、支出額 24,345,000円 *3歳以上小学校修了前被用者:延児童数 32,713人、支出額 348,005,000円 *3歳以上小学校修了前非被用者:延児童数 7,057人、支出額 77,015,000円 *中学生:延児童数 15,072人、支出額 150,720,000円 *特例給付:延児童数 4,203人、支出額 21,015,000円	○	子育て家庭への経済的負担の軽減を図るため、市民課と連携し出生・転入時において制度の周知に努め、申請漏れのないように努めている。引き続き制度の周知に努めていく。	継続
	7			乳幼児医療費助成	子育て家庭への経済的負担の軽減を図るため、就学前の乳幼児を対象とした医療費助成を行います。	子育て相談課		*延対象児童数 2,520人、延助成件数 38,790件、助成額 65,297,243円	○	子育て家庭への経済的負担の軽減を図るため、市民課と連携し出生・転入時において制度の周知に努め、申請漏れのないように取り組んでいる。引き続き制度の周知に努めていく。	継続
	8			義務教育就学児医療費助成	子育て家庭への経済的負担の軽減を図るため、小学生及び中学生を対象とした医療費助成を行います。	子育て相談課		*延対象児童数 4,130人、延助成件数 44,387件、助成額 91,312,576円	○	子育て家庭への経済的負担の軽減を図るため、市民課と連携し出生・転入時において制度の周知に努め、申請漏れのないように取り組んでいる。引き続き制度の周知に努めていく。	継続
	9			就学前の教育・保育施設利用料等の負担軽減	幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、利用者が実費負担することとなる費用について、施設類型に応じた負担軽減を図ります。また、多子世帯及び一定の所得以下の世帯に対しては、副食費の補給給付を行います。 保育を提供する施設(認可保育園、認定こども園(保育認定)等)・・・主食費を免除 教育を提供する施設(幼稚園、認定こども園(教育認定)等)・・・東京都の保護者負担軽減補助に市独自で上乗せ	子育て支援課		【園に対する主食費補助】 *対象施設:17施設 (認可保育園12園、認定こども園3園、認証保育所2園) ・補助額:5,214,580円 【実費徴収に係る補給給付事業費補助金】 *対象数:延べ319人 ・補助額:1,119,675円	○	今後も制度の充実に努めていく。	継続
	10			入学資金融資制度	高等学校等に入学する児童等の保護者を対象として、入学の際に要する資金の調達が困難な場合に、入学資金等の融資を市内の金融機関にあっせんし、その融資に対する利子等を全額補助します。	生涯学習総務課		*申込件数 17件 *融資決定件数 11件 *利子補給 45件	○	「はむらの教育」及び市公式サイトやメール配信サービスにより、制度の周知を図った。 また、中学校3年生の保護者向けパンフレットを学校の進路相談や三者面談時に担任を通じて保護者へ直接配布した。今後も制度の周知徹底に努めていく。	継続
	11			小中学生の就学援助	保護者の経済的負担の軽減を図るため、経済的な理由で教育費の支出が困難な保護者に対し、所得に応じて学用品費、給食費や校外活動費など就学に必要な経費を交付します。	学校教育課		*小中学生の就学援助額 54,136,234円	○	引き続き、学校教育法の規定に基づき経済的な理由で教育費の支出が困難な保護者に対する支援を行っていく。	継続
	12			学校行事等保護者負担軽減補助金等	保護者の経済的負担の軽減を図るため、移動教室、修学旅行や部活動等の学校行事に要する経費や教材費の一部を補助します。	学校教育課		*学校行事等保護者負担軽減補助金支給額 24,299,434円	○	今後も制度の周知徹底に努めていく。	継続

実施事業ごとの実績及び点検・評価一覧

基本目標2 地域における子育て支援の充実

【施策の方向1】 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実 【施策の方向2】 子育て支援のネットワークの活用

☆:子ども子育て支援法により、量の見込み、確保の内容及びその実施時期を定める必用がある事業

施策の方向	番号	量の見込み	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和4年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
1. 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実	1	☆		利用者支援事業	子どもとその保護者を対象に、就学前の子どもの教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談・助言等を行うとともに、必要に応じて関係機関との連絡調整等を行い、適切な施設・事業等を選択できるよう支援します。 利用者支援事業のうち、「特定型」と「母子保健型」を組み合わせ、「子育て世代包括支援センター羽っぴー」として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供していきます。	子育て相談課		*妊娠・出産期から子育て期までの様々なニーズに対して、切れ目のない総合的相談支援を実施するため、妊娠・出産・子育て包括支援拠点として運営 *利用者支援事業「特定型」については終了とし、「母子保健型」を継続。子育て相談課内の母子保健・相談係と子ども家庭支援センター系の仕組みをもって「子育て世代包括支援センター」を運営。 *総合相談件数 延べ4,210件 *支援プラン件数:298件(妊婦面接者343件中、転入含) *1歳児教室 年間12回 90人	○	妊娠届出時の面接や乳児家庭全戸訪問等を通じて支援が必要な家庭を把握し、全ての妊産婦に支援プランを作成し、一人にひとりに寄り添った伴走型相談支援を実施していく。 1歳児教室については、コロナ禍において参加者の制限(第1子優先など)を行っていたが、参加者の安心・安全を重視しつつ事業内容を検討していく。	見直し
	2			子ども家庭支援センター事業	市における子どもと家庭支援の中核機関として、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、必要に応じて各種情報提供や関係機関と連携を取りながら支援するほか、児童虐待の未然防止・早期発見や早期対応を図るなど、積極的な取り組みを行います。 また、子育て支援サークルやボランティアの育成など、子どもが育つ環境の整備に努めます。	子育て相談課		*延べ相談件数 15,435件(新規受理件数:303件) *広報、公式サイト、メール配信、機関だより、子育て応援ガイドブック、子育てサークルガイド発行による、情報提供や広報啓発 *子育て講座の実施 *定期的な連絡会の実施(地域連絡部会・子育てひろば事業担当者)	○	関係機関と連携した支援に取り組んだ。 児童虐待の防止・早期発見に努めるとともに、今後も関係機関との連携を強化しつつ、研修の受講や係内研修を行い職員の専門性も高めていく。	継続
	3	☆		地域子育て支援拠点事業	地域での子育て支援の拠点として、認可保育園2園(週5日開設、一般型)、児童館3館(週3日開設、連携型)において、子育て中の保護者の交流や親子の仲間づくりの場のほか、子育てサークルの育成・支援、子育て相談、子育て関連の情報提供を行うとともに、子育てに関する講座などを開催します。 また、市内3か所の児童館では、保護者の交流を図るため、月1回テーマに沿って情報交換を行う「おしゃべり場」を開催します。	子育て相談課	子育て支援課	*ひろば事業 ・地域子育て支援センター(認可保育園2園) 延べ利用者数:1,632人 ・児童館3館 延べ相談数: 337件 *毎月、地域子育て支援センター2園で講座開催や子育て相談などの子育てひろば事業を行った。 *児童館3館で毎月おしゃべり場掲示板を設置。テーマに沿って子育てについて情報交換を行った。	○	身近な場所での相談、交流の場や子育て支援情報の提供、講座の開催等により、育児不安の軽減を図るとともに、育児スキルの向上を図ることができた。今後も親子や保護者同士の交流の場として充実を図る。	見直し
	4			幼稚園、保育園、認定こども園等を拠点とした子育て支援	子育ての相談や情報提供、園庭開放による地域との交流など、地域の子育て家庭への支援を行います。	子育て支援課		*幼稚園、保育園、認定こども園が実施する園庭開放や地域との活動事業の実施	○	子育て家庭を地域で支えていくための拠点として、幼稚園・保育園等が地域の子育て家庭の支援に取り組んでいけるよう、サポートなどを行いつつ、事業のより一層の充実について働きかけていく。	継続
	5			仲間づくり	母親学級・両親学級や離乳食教室、おしゃべり場などを通じて、子育て中の親が孤立せず、情報交換や仲間づくりができるよう支援します。	子育て相談課		*プレママサロン(母親学級) 年6回 53人 *ひよこサロン(離乳食スタート教室) 年12回 148人 *もぐもぐ教室(生後7か月以降の離乳食教室) 年5回 73人 *おしゃべり場掲示板を各児童館で毎月開催。	○	母親学級におけるオンラインを活用した交流の場を継続していくとともに、親子で安心して交流できる場の検討を行っていく。 おしゃべり場掲示板を継続するとともに対面形式のおしゃべり場を年3回行い、徐々に従来の対面形式へ移行していく。	継続

施策の方向	番号	量の見込	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和4年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	6		再	育児相談	身長・体重測定による乳幼児の発育・発達の確認及び希望者に対する保育、栄養、授乳、歯科の相談を行うことで、子育てに関する疑問や不安を軽減し、安心して子育てができるよう支援します。相談内容によっては他の相談につなげたり、医療機関や関係機関の紹介を行います。 また、多くの親子が参加していることから、保護者同士の交流の場や仲間づくりの場としても活用できるよう支援していきます。	子育て相談課		*育児相談来所者 年12回 360人	○	子育てや子どもの成長発達についての疑問や心配ごとが解消できるよう、保護者の不安軽減に努めている。 引き続き多くの方に気軽に利用していただけるよう、事業周知に努めていく。	継続
	7			子育て応援ガイドブック	子育てに関する各種サービス情報等をわかりやすくまとめたガイドブックを作成し、子育て中の保護者などが有効活用できるよう、配布します。	子育て相談課		*発行部数:1,100部 *令和4～5年度版として発行。 *市役所関係機関及び医療機関等で配布。または転入受付時対象児家庭に配布。 *二次元コードカードを作成し、冊子だけでなく公式サイトからも閲覧できるように対応。	○	官民共同手法による作成を継続し、子育て支援情報の提供及びサービスに関する周知に努めていく。	継続
	8			子育てサークルガイド	市内幼稚園、保育園等のサークル活動のほか、市民団体が乳幼児を対象に行っているサークル活動の内容を掲載したガイドブックを作成し、子育て中の保護者などが仲間づくり等に役立てられるよう、配布します。	子育て相談課		*配布部数:1,365部 *隔年発行の為、今年度は作成なし。施設名称変更などは、正誤表を作成しガイドブックに挟んで配布。	○	引き続き、出生や転入のタイミングで、羽村市の子育て情報の周知、支援機関へのサービス周知を行い、子育て家庭が必要な情報を収集できるよう充実を図る。	継続
	9			民生・児童委員(主任児童委員含む)活動	地域に密着した福祉活動を行う民生・児童委員と連携して、子育てで悩んでいる方などに相談を受けられる関係機関を紹介するなどの情報提供を行います。	社会福祉課		*主任児童委員、子育て支援部会、児童福祉部会の民生・児童委員を中心に、子育て相談が受けられる関係機関を紹介。 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため、地区連絡協議会の開催は中止)	○	今後も市民の子育てに関する悩み等について、相談を受けられる関係機関等の情報を提供するとともに、関係機関との連携を図っていく。	継続
	10			産休・育休後の教育・保育施設等の利用支援	保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に就学前の子どもの教育・保育施設、地域型保育事業等を利用できるよう、情報提供や相談等の支援を行います。	子育て支援課		*窓口や電話での相談による支援の実施 *市公式サイトで情報提供の実施	○	今後も引き続き、市民の状況に応じた支援を行うとともに、市公式サイトを活用し、適切な情報提供に取り組んでいく。	継続
	11			1歳児講座	1歳を迎えた子どもと保護者を対象に、1歳児の特徴や卒乳・食事の話、遊び方についての紹介を行います。 保護者同士の交流の場や仲間づくりの場としても活用できるよう支援していきます。	子育て相談課		*1歳児講座 年12回 90人	○	コロナ禍において参加者の制限(第1子優先など)を行っていたが、参加者の安心・安全を重視しつつ事業内容を検討していく。	継続
2. 子育て支援のネットワークの活用	1			子育て相談体制のネットワーク	子どもと家庭に関する相談窓口となる幼稚園、保育園等や、各関係部署、関係機関相互の連携をより一層強化するとともに、子ども家庭支援センターを中心としたネットワークを活用し、子どもと家庭に関するあらゆる相談に対応します。 また、関係機関を対象とした研修を開催するとともに、個別のケースに応じて、子ども家庭支援センターと関係機関による会議を適宜実施し、連携の必要なケースの情報の共有化を図ります。	子育て相談課		*要保護児童対策地域協議会研修開催:2回 *個別ケース検討会議の開催:41回 *関係機関との連絡会の開催(母子保健・相談係、児童館相談員、地域子育て支援センター、主任児童委員、スクール・ソーシャル・ワーカーなど)	○	定期的な連絡会、研修会や個別ケース検討会議の開催により、情報共有と連携強化が図れた。関係機関相互の理解を深め、効果的かつ効率的に連携できるよう、密な連携を継続していく。	継続
	2	☆		ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	地域で子育てを支援するため、会員同士が助け合い、保育施設への送迎など育児をサポートするファミリー・サポート・センター事業を推進し、地域の子育ての輪を広げ、地域で子育てを支援する環境づくりを進めます。現在、羽村市社会福祉協議会に委託して実施しています。	子育て相談課		*会員数:224人(提供67人、利用150人、両方7人) *延べ利用回数:499回 *会員向け研修会の実施:4回(コロナ禍のため書面開催1回含む) *広報・公式サイトでの会員募集	○	感染予防に留意しながら、地域で支え合う子育て支援ができた。今後、サービスの周知を図るとともに、個別の事情に応じた支援ができるよう、研修を充実させ、提供会員の質の向上に取り組んでいく。	見直し

施策の方向	番号	量の見込	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和4年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	3			子育てボランティアの活動支援	子育てや子どもの育ちを地域ぐるみで支援し、地域の子育て力を高めるため、保育士や保健師などの有資格者や地域で子育て経験を持つ人材を募り、子育て中の親にとって身近な相談者や支援者としての役割を担う子育てボランティアの育成及び活動を広めていきます。	子育て相談課		*登録会員数:24人 *活動実績:5回 *延べ活動人数:12人 *ボランティア連絡会:4回(書面3回、対面1回) *ボランティア研修会:実施無し	○	コロナ禍で活動休止となっていた、児童館事業への参加について人数制限等を設けて再開予定。徐々にコロナ前の活動を行えるように調整していく。	継続
	4			小地域ネットワーク活動の支援	地域で子育てや子どもの交流を支援し、声かけや見守りができるよう、地域住民が主催する子育てサロンや交流の場など、社会福祉協議会が主体となって進める「小地域ネットワーク活動」を支援します。	社会福祉課		*小地域ネットワーク活動推進事業を実施する羽村市社会福祉協議会に助成金を交付	○	今後も身近な地域で市民が交流できるよう、羽村市社会福祉協議会による小地域ネットワーク活動の支援を継続していく。	継続

実施事業ごとの実績及び点検・評価一覧

基本目標3 就学前の子どもの教育・保育の充実

【施策の方向1】 就学前の子どもの教育・保育の提供体制の確保と充実

【施策の方向2】 多様なニーズに対応した保育サービスの実施

【施策の方向3】 乳幼児期から就学期への移行支援

☆:子ども子育て支援法により、量の見込み、確保の内容及びその実施時期を定める必要がある事業

施策の方向	番号	量の見込み	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和4年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
1. 就学前の子どもの教育・保育の提供体制の確保と充実	1	☆		就学前の子どもの教育・保育の提供体制の確保	就学前の子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、市内の既存の幼稚園、保育園、認定こども園、家庭的保育事業及び東京都の認証保育所事業により提供体制を確保していきます。	子育て支援課		*令和4年度定員1,259人(前年比増減なし) (内訳) 0歳110人(前年比0人) 1歳190人(前年比0人) 2歳230人(前年比0人) 3~5歳729人(前年比0人)	○	将来的な保育需要を見定め、計画的に適正な教育・保育の提供体制を確保していく。	見直し
	2			評価による質改善	幼稚園、保育園、認定こども園等が、教育・保育の質の確保及び向上を図るため、自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じて運営改善に取り組むことができるよう、必要な指導、助言や支援を行います。	子育て支援課		*第三者評価、利用者調査の実施 私立保育園6園・認定こども園1園	○	各保育園等の評価結果を公表することにより、保護者が施設を選択する際の目安とするとともに、評価や調査の結果を活かし、保育サービスの質の確保・向上を図るよう必要に応じて指導を行い、第三者評価の受診を促していく。	継続
	3			教育・保育の一体的提供	幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設である認定こども園について、既存の幼稚園、保育園等からの移行に際し、適切な情報提供や相談への対応などの支援を行います。	子育て支援課		*各園に対する情報提供の実施	○	認定こども園に関する情報提供を行い、各園の意向を把握し、相談等に適切に対応していく。	継続
	4			教育・保育施設への指導検査	特定教育・保育施設に対し、適正な運営及びサービスの質の確保を図ることを目的に指導検査を行います。	社会福祉課	子育て支援課	*認可保育所への指導検査の実施 ・市が実施する指導検査 2園 ・東京都が実施する指導検査(市立会い) 1園	○	引き続き、東京都が実施する指導検査(合同検査)や市が実施する指導検査を通じ、サービスの質の維持・向上を図っていく。	継続
	5			保育の質の向上のための支援	保育人材の確保、保育士の業務負担の軽減を図ることにより、保育環境の充実、保育・幼児教育の質の更なる向上を図ります。	子育て支援課		*保育従事者宿舍借上げ支援事業の実施	○	引き続き、保育人材の確保、定着及び離職防止を図り、保育の質の向上に向けた支援に取り組んでいく。	継続
	6			地域型保育事業との連携支援	地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業者を除く)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、卒園後も継続して教育・保育が提供されるよう、連携協力先となる幼稚園、保育園、認定こども園を確保しなければならないことから、必要に応じて市が支援します。	子育て支援課		*地域型保育事業者に対する補助、連携施設となる認可保育園との委託契約の実施	○	今後も地域型保育事業者が安定的、継続的な事業運営を行うことができるよう、適切に対応していく。	継続
	7			教育・保育施設の災害発生時における対応方法の取り決め	地震、台風、大雪等の災害発生時における休園の基準、事業継続のための相互応援体制など、事業者と市が連携・協力して対応方法を取り決めます。	子育て支援課	防災安全課	*風水害等発生時の臨時休園等の実施基準の運用 *利用者に対する周知	○	今後も状況に応じて基準の改訂を検討しつつ、相互応援体制の確立に取り組んでいく。	継続
2. 多様なニーズに対応した保育サービスの実施	1			統合保育の推進	障害のある子どもの保育にあたっては、保健センター、医療機関や療育機関等と連携し、集団保育の中で子どもの状況に応じた保育を実施するとともに、障害のある子どもとない子どもが、日常の保育を通し、お互いの理解を深めながらともに育つことができるよう、統合保育の推進に努めます。 また、施設に対し、職員のスキルアップのための講座や研修会、先進事例などの情報提供を積極的に行い、各施設における保育の質の更なる向上のための取組みを支援します。	子育て支援課	障害福祉課 子育て相談課	*各園からの要請に応じ、関係機関からの助言による適切な保育の実施 *保育施設への医療的ケア児受入れガイドラインに基づく医療的ケア児の受け入れの実施 私立保育園 2園 *令和5年度入所希望児童について、受入れ先施設や各支援機関との情報共有に基づく受入れ体制の確立	○	ガイドラインに基づく医療的ケア児の保育施設への受入れ、保育施設への財政支援や施設間での受け入れ方法の情報共有等を行い、保育サービスの充実を図る。 また、庁内の関係部署で情報交換、連携により、医療的ケア児への支援の充実について検討していく。	継続
	2			家庭的保育事業	保護者の就労や疾病などにより、保育が必要となる3歳未満の乳幼児を対象に、必要な資格を有する家庭的保育者の自宅等において家庭的な保育を実施します。	子育て支援課		*家庭的保育者への補助金の交付、認可保育園との連携支援 ・家庭的保育者:2人 ・延利用者数:61人	○	引き続き、家庭的保育事業の安定的、継続的な事業運営を支援していく。	継続

施策の方向	番号	量の見込	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和4年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	3			認証保育所事業	多様化する保育ニーズに対して、民間事業者が行う既存の認証保育所事業を支援します。	子育て支援課		*認証保育所への運営費等の補助金の交付	○	多様化する保育ニーズに対応するため、引き続き、認証保育所事業を支援していく。	継続
	4	☆		時間外保育事業(延長保育事業)	就労形態の多様化や通勤時間の長い保護者のニーズに対応するため、保育認定された時間区分を超えて行う時間外保育について、市内の認可保育園12園、認定こども園1園が実施する事業に助成することにより、必要量を確保していきます。	子育て支援課		*時間外保育実施施設に対する補助金の交付 ・1時間延長施設数:10施設 ・2時間延長施設数:3施設 ・月平均利用者数:110人	○	保護者の多様な働き方に対応し、子育て及び就労の両立支援を図るため、引き続き、各施設の事業を支援していく。	見直し
	5	☆		子育て短期支援事業(乳幼児ショートステイ事業)	保護者の疾病、出産、看護、冠婚葬祭、育児疲れなどで、小学校就学前までの子どもを一時的に保育できないときに、原則として7日以内の期間、子どもを預かります。現在、羽村市を含む西多摩地域の4市2町が連携し、同一の内容で、乳児院・児童養護施設に委託して実施しています。	子育て相談課		*総利用人数(実態数)15人、利用世帯数(実態数)9世帯、うち宿泊利用(実態数)3世帯、一時保育利用9世帯、 *利用事由:疾病1世帯、就労6世帯、看護1世帯、冠婚葬祭1世帯、その他2世帯 *減免日数:2日	○	今年度も引き続き、一時的に養育が困難となった家庭の支援、育児疲れや育児不安の大きい保護者の育児負担の軽減を図った。発達課題が大きい子ども、アレルギー児や学齢期の児の受け入れについては課題であり、今後も4市2町の協議会で取り組んでいく。	見直し
	6	☆		一時預かり事業	保護者の育児疲れの解消、短時間労働、急病、冠婚葬祭などの理由により、緊急または一時的に保育が必要となる場合に、認可保育園や認定こども園などで一時預かり保育事業を実施しています。幼稚園では、通常の教育時間の前後などに、保護者の要請等に応じて、希望者を対象に預かる保育事業を実施しています。	子育て支援課		*実施施設数:認可保育園4園、認定こども園3園、認証保育所1園 *延利用者数:959人	○	引き続き、保護者の育児負担の軽減や子育て及び就労の両立支援を図るよう取り組んでいく。	見直し
	7	☆		病児保育事業(病児・病後児保育事業)	子どもが病氣中または病氣の回復期にあつて、集団保育が困難な場合に、保育園、医療機関等に併設された専用スペースで保育を行う事業です。現在、病氣の回復期にある子どもの保育(病後児保育)は、市内認可保育園1園で、病氣中の子どもの保育(病児保育)は、医療機関併設の専用スペース1か所で実施しています。	子育て支援課		*病児保育事業の実施 小児科併設施設 1施設 *病後児保育事業の実施 認可保育園 1園 *病児保育延利用者数:131人 *病後児保育延利用者数:26人	○	引き続き、保護者の育児負担の軽減や子育て及び就労の両立支援を図るよう取り組んでいく。	見直し
	8			休日保育事業	認可保育園等を利用している子どもの保護者が、日曜日及び祝日に就労等により家庭での保育が困難な場合に、保育を実施します。	子育て支援課		*休日保育の実施 認可保育園1園 *延利用者数:300人	○	休日に保育が必要な家庭のニーズに対応し、保護者の育児負担の軽減や子育て及び就労の両立支援を図るよう取り組んでいく。	継続
	9			年末保育事業	12月29日、30日に保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、保育を実施します。	子育て支援課		*年末保育の実施 認可保育園4園、認証保育所1園 *利用者数:31人	○	年末に保育が必要な家庭のニーズに対応し、保護者の育児負担の軽減や子育て及び就労の両立支援を図るよう取り組んでいく。	継続
	10			定期利用保育事業	パートタイム勤務、短時間労働など、保護者のさまざまな就労形態に伴う保育需要に対応するため、一定程度継続的な保育を実施します。	子育て支援課		*定期利用保育事業の実施 認可保育園4園、認定こども園2園、認証保育所1園 *延利用者数:1,062人	○	多様な保育需要に対応したサービスを提供することで、引き続き子育て及び就労の両立支援を図るよう取り組んでいく。	継続
3. 乳幼児期から就学期への移行支援	1			幼稚園・保育園等への定期巡回相談	臨床心理士等の専門職が、幼稚園・保育園等を巡回し、発達に支援を要する子どもに関して、幼稚園教諭や保育士に助言や支援を行い、子どもの個性や成長を促すことを大切に、切れ目のない発達支援体制を目指します。	子育て相談課		*市内幼稚園・保育園等巡回相談事業の実施 ・施設数:26ヶ所(うち3か所) ・合計訪問件数:77件 ・延相談件数:163件	○	臨床心理士等の専門職が保育従事者への助言指導を幼稚園・保育園等に対し行うとともに、子ども家庭部内における母子保健・発達支援部門と、保育・幼稚園担当、連携アドバイザー等との連携を強化していく。	継続
	2			発達障害に関する啓発講演会	発達に支援を要する子どもたちが地域で暮らしていくために、その特性や対応の仕方などについて、講演会を実施し、広く普及啓発を行います。	子育て相談課	障害福祉課 健康課 子育て支援課 学校教育課 教育支援課 教育相談室	明治安田こころの健康財団との共催により、YouTube「羽村市公式動画チャンネル」において発達障害に関する講演会の動画配信を行った。講師:宮本 信也氏(白百合女子大学教授)テーマ:発達に特徴のある幼児に大切なこと～子どもの心の育ち～視聴回数:447回	○	発達支援に対する理解と対応方法などの普及啓発のため、ウイズコロナ・アフターコロナにおける啓発の機会を検討し実施していく。	継続

施策の方向	番号	量の見込	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和4年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	3			幼稚園・保育園・小学校連携推進懇談会の運営	幼稚園・保育園と小学校の円滑な接続のため、連携推進懇談会による子どもたちを取り巻く現状把握、情報交換を行うとともに、相互の交流機会の促進を図るなど、つながりを意識した取組みを行います。	子育て支援課	子育て相談課 学校教育課 教育支援課	*懇談会及び部会：開催なし (交流事業は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止) *羽村市小中一貫教育カリキュラム等開発委員会の架け橋プログラム部会に、幼稚園・保育園の教員・保育士の代表者が参加し、羽村市の架け橋プログラムの策定に参加した。	○	令和4年度に羽村市教育委員会が策定した「羽村市の架け橋プログラム」をもとに、幼稚園・保育園・小学校連携推進懇談会部会の活動を中心に実施していく中で、連携の促進に取り組んでいく。	見直し

実施事業ごとの実績及び点検・評価一覧

基本目標4 就学期からの子どもの成長段階に応じた支援の充実

【施策の方向1】 子育て力の向上 【施策の方向2】 子どもたちの生きる力の育成 【施策の方向3】 放課後の居場所づくり

【施策の方向4】 子どもの健全育成

☆:子ども子育て支援法により、量の見込み、確保の内容及びその実施時期を定める必要がある事業

施策の方向	番号	量の見込み	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和4年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
1. 子育て力の向上	1			ブックスタート事業・読書活動	乳児健康診査時を「乳児が初めて絵本と出会う機会の場」と位置付け絵本を配布します。また、BCG接種時に、絵本の読み聞かせを通じて親子のふれあいを深められるよう保護者向けに絵本の読み聞かせ指導、図書館の利用方法、絵本の紹介などを行い、読書活動の啓発を図ります。 なお、児童館におけるひろば事業などの機会にも、絵本に関する情報提供・周知を図っていきます。	図書館	子育て相談課	*新型コロナウイルス感染症対策により保健センターでの予防接種後の待機時間が無くなったため、対面でのブックスタートは、1年を通して中止 *代替案として、予防接種前の待ち時間に視聴できるように、ブックスタートで説明する内容をDVD版で作成・放映	○	待合時間にDVD視聴の機会を設定したが、限定的であった。もっと多くの人に読み聞かせの情報を伝えられるよう、令和5年度は、新型コロナウイルス感染症対策が緩和された時点で保健センターでのブックスタートを再開できるよう調整を図り、読み聞かせの重要性を伝えていく。	継続
	2			育児サポート事業	育児に不安を感じている乳児期の子どもを母親を対象に、育児や子どもとの関わり方・遊び方の紹介など、母親同士の話し合いによるグループ活動を実施します。 また、参加者同士の交流の場や仲間づくりの場として活用できるよう支援していきます。	子育て相談課		*育児サポート事業 年12回 延べ34組(68人)	○	これまで、通年開催とし随時参加者が出入りする状況であったため、参加者同士の仲間づくりの場として活用できるよう、1クールごとに参加者を固定制にするなど実施内容の見直しを行う。	見直し
	3			乳幼児健康診査、育児相談における情報提供	各種乳幼児健康診査や育児相談を通して、乳幼児期の子どもたちの成長にかかわる正しい知識や親の役割、家庭環境づくりなど育児に関する情報提供に努めます。	子育て相談課		*3~4か月児健診において、健診や予防接種の受け方、事故予防等について個別説明を実施 *離乳食の進め方や子どもとの関わり方について集団指導を実施 *1歳6か月児健診及び3歳児健診において、子どもの生活リズムや育児、保護者の健康づくりに関するリーフレットを配布 *適切な食事内容や歯のブラッシング方法について集団指導を実施	○	乳幼児健診や育児相談の際に、子どもの健康や育児に関するリーフレットの提供や集団指導を行っている。 引き続き、子育て中の保護者に理解しやすいリーフレットの選定や情報提供について検討し、適切な周知に努めていく。	継続
	4			家庭教育セミナー	家庭や地域の教育力の向上を図るため、各小中学校のPTAとの共催による家庭教育セミナーを開催します。	生涯学習推進課		*前年同様「羽村市小・中学校PTA連合会研修部」と連携して、家庭教育セミナーを開催。(PTA連合会研修部と事前打合せ:2回) *地域教育シンポジウムは、実行委員会の意見等を踏まえ、その内容・役割を「家庭教育セミナー」へ統合して実施していくこととした。	○	今後もPTA連合会研修部と連携して、保護者が求める家庭教育に関する情報を提供していく。 コロナ前までは、学校公開の日(土曜日)の午後に開催していたが、より多くの保護者が参加しやすい時期での開催を検討する。 PTA連合会研修部と教育委員会の役割を明確化し効率的に運営していく。	継続
	5			地域教育シンポジウム	子どもと大人の率直な意見交換の機会を通じて、地域ぐるみで子どもを育てていくため、教育委員会と青少年対策地区委員会や青少年育成委員会、小中学校PTA、小中学校副校長会等による実行委員会が共催して地域教育シンポジウムを開催します。	生涯学習推進課	子育て支援課	・開催日時 令和5年1月22日(日)、13時30分~15時30分 ・講師 石田 勝紀 氏(一般社団法人教育デザインラボ 代表理事) ・参加者 130人	○	地域教育シンポジウムは、令和3年度の実行委員会の意見等を踏まえ、その内容・役割を「家庭教育セミナー」へ統合して実施することとした。	廃止
	6			親の子育て力の向上	子育て中の保護者に対し、子育てに関するスキルを養ったり、仲間づくりを通じて、親の子育て力の向上を図るために、親教育支援プログラムの講座を市内保育園と連携して開催し、地域の子育て力向上に取り組めます。	子育て相談課		・市内保育園主催の講座を11月に1回開催。参加者数6名。	○	コロナ禍で参加者数を通常より少ない設定で開催し、少人数に安心する方もいた。今後も参加しやすい講座設定を検討していく。	継続
	7			育児体験事業等への支援	中学生や高校生等が幼稚園や保育園等における育児体験をする際に、実施場所の提供等の支援を行います。	子育て支援課		*認可保育園9園、認定こども園2園、幼稚園5園で、中高生合計136名の受入れを実施	○	コロナ禍で多くの園が受入れを中止したが、中高生にとって、実際の育児現場に触れるよい機会であるので、今後も受入れ支援を継続していく。	継続
	8			幼稚園・保育園等に対する情報提供	幼稚園・保育園等に対し、家庭における適切な親子関係の構築、しつけや教育など関係機関が行う研修会等の情報提供を行います。	子育て支援課		*東京都や各種団体が実施する研修会等についての情報提供の実施	○	引き続き情報提供を行っていく。	継続

施策の方向	番号	量の見込	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和4年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	9		再	1歳児講座	1歳を迎えた子どもと保護者を対象に、1歳児の特徴や卒乳・食事の話、遊び方についての紹介を行います。 保護者同士の交流の場や仲間づくりの場としても活用できるよう支援していきます。	子育て相談課		*1歳児教室 年12回 90人	○	コロナ禍において参加者の制限(第1子優先など)を行っていたが、参加者の安心・安全を重視しつつ事業内容を検討していく。	継続
2. 子どもの生きる力の育成	1			中学校区ごとの特色ある教育活動の充実	小・小連携と小・中の滑らかな接続を図るため、中学校教員による小学校の授業への乗り入れ授業、小学校同士の合同授業や宿泊行事等の合同開催、家庭学習の共通した取組みなど、中学校区に応じた連携の工夫と充実を図ります。また、小・中学校教員の交流や情報交換などの合同研修会を充実します。	学校教育課		*市独自の特色ある教育内容である「英語教育」、「羽村学(郷土学習)」、「人間学(キャリア教育)」の指導の充実のため、学習コーディネーター6人と英語コーディネーター3人を配置 *中学校教員による小学校への乗り入れ授業の実施	○	中学校教員による小学校への乗り入れ授業等を継続するとともに、「生きる力」の基礎となる学びの保障と児童・生徒の可能性を引き出す指導を充実するため、義務教育9年間の教科等のカリキュラムを、小・中学校の教員がともに研究・開発する。	継続
	2			人間学(キャリア教育)の充実	キャリア教育を基盤にした縦断的・横断的学習を通して、学ぶことや働くことに対する考え方を身につけ、自らの生き方について主体的に取り組む、実践しようとする態度を育てることを目標に、職場体験学習などに取り組めます。	学校教育課		*市内全中学校2年生が、市内事業所の協力のもと職場体験学習を実施 (羽村第一中学校は特別支援学級のみ実施)	○	職場体験事業は市内事業所の協力が必要不可欠なため、地域学校協働本部地域コーディネーターと連携を図り、今後も事業所の理解と協力を得ながら、事業の推進を図っていく。	継続
	3			英語教育の充実	令和2年度の学習指導要領改訂に伴い小学校5、6年生では英語が教科化され、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」が加わり今後、成績評価を行うこととなります。 市では、小学校英語教科化に向けた先行的な取組みを推進するとともに、羽村市の特色ある教育活動として、小学校1年生からのALT(外国語指導助手)の活用等を図ります。	学校教育課		*小学校1年生から外国語指導助手(ALT)を派遣し、異文化に触れる等の体験的な学習や担当教諭とALTのチーム・ティーチングによる英会話を中心とした授業を実施	○	羽村市の特徴的な教育施策である「小学校1年生からの英語教育の推進」については、引き続き、外国語指導助手(ALT)、ALTコーディネーター、外国語活動アドバイザーといった専門的な人材を活用しながら、継続して推進を図っていく。	継続
	4			音楽教育の充実	豊かな感性や情操を育み、生涯を通じて音楽に触れあうことを推進するため、小・中学校全校での金管バンド、ブラスバンドなどの音楽活動のほか、オーケストラ鑑賞教室や小中学生音楽フェスティバルなどを実施します。	学校教育課		*小・中学校全校に、部活動及び課外活動への支援のための専門的知識や経験を有する外部指導員を配置 (小学校18人、中学校21人 延べ人数) *小学校5年生を対象としたオーケストラ鑑賞教室の実施 (新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、小中学生音楽フェスティバルは中止)	○	小・中学校全校での金管バンド、吹奏楽部などの音楽活動の推進を図り、豊かな感性や情操を育むよう取り組んでいく。 また、児童・生徒が音楽に触れることができるよう、オーケストラ鑑賞教室を開催し、音楽教育の充実に努めていく。(小中学生音楽フェスティバルは令和5年度以降実施しない)	継続
	5			特色ある学校づくりの充実	子どもや地域の特性を生かした教育活動を展開するための「特色ある学校づくり交付金」を活用した教育活動の充実と活性化を図ります。	学校教育課		*特色ある学校づくり交付金の活用による教育活動の充実と活性化 ・令和4年度総額:5,603,793円	○	各小・中学校の子どもや地域の特性などを踏まえ、独自性・創造性を発揮していくことができるよう、「特色ある学校づくり交付金」を活用した教育活動の充実と活性化に継続して取り組んでいく。	継続
	6				多様なニーズに応じた特別支援体制の充実	適切な就学・転学相談等及び教員の専門性の向上を図る研修を実施するとともに、特別支援教育支援員を小・中学校へ配置活用し、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒への適切な支援体制の充実を図ります。また、小・中学校の特別支援教室を中心とした特別支援教育体制の充実を図り、すべての学校でインクルーシブ教育システムの構築を進めます。	教育支援課	障害福祉課 子育て支援課 子育て相談課 学校教育課 教育相談室	*通常学級における特別支援教育支援員を全校に配置 *幼稚園、保育園等と連携しながら個々の教育的ニーズに応じた適切な就学につながるよう就学相談を実施 *特別支援教育講演会を感染防止の観点から動画配信の形で実施 *特別支援教育に携わる教員の専門性・資質向上のための研修を実施	○	特別支援教室の指導期間が1年間(「原則の指導時間」とされたことに伴い、継続して入室が必要となる児童・生徒を対象に発達検査の対応数を拡充する。 令和5年度に就学相談員を市内に1名配置し、就学・転学相談を適切に実施していく。 通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒は増加傾向にあり、教員の専門性向上のため、職層・経験年数等の階層別に内容を充実した研修を実施していく。 また、特別支援教育支援員等の配置による支援体制を継続していく。

施策の方向	番号	量の見込	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和4年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	7			多様なニーズに応じた教育相談の充実	<p>スクールソーシャルワーカーを配置し、家庭を起因とした課題等のある保護者や児童・生徒との面接を行うとともに、児童・生徒の情報を学校と共有し、学校内外の関係機関と連携して、児童・生徒の生活環境の改善を図ります。</p> <p>また、学校と家庭の連携推進事業における「家庭と子どもの支援員」を配置し、生活指導上支援の必要がある児童・生徒、保護者に対し、教員の対応ができない時間も支援及び助言を行い、不登校などの問題行動の未然防止や改善につなげていきます。</p>	教育相談室	子育て相談課 教育支援課	<p>*いじめ、不登校などの問題行動や早期対応の支援が必要な児童・生徒・保護者に対するスクールソーシャルワーカーによるきめ細かな支援</p> <p>*不登校または登校しぶりの児童・生徒に対する家庭と子どもの支援員を活用した登校支援</p> <p>*ハーモニースクール・はむらにおいて、児童・生徒の居場所づくりを進め、学校復帰や学びの継続、社会的自立に受けた適切な支援</p> <p>*教育相談員による教育相談室での相談事業や各学校への巡回相談の実施</p> <p>*スクールソーシャルワーカー、家庭と子どもの支援員、ハーモニースクール・はむら指導員、教育相談員のほか、スクールカウンセラーや子ども家庭支援センター等との連携による多面的な支援</p>	○	<p>よりきめ細かな対応を実現させるため、スクールソーシャルワーカーの人員と活動時間の充実が必要になっている。</p> <p>家庭と子どもの支援員を有効に活用するため、学校に対して更なる周知を図っていく。</p> <p>児童・生徒の最適な学びの場を確保するため、学校・スクールソーシャルワーカー・教育相談室との更なる連携を図っていく。</p>	継続
3. 放課後の居場所づくり	1	☆		学童クラブ事業	<p>保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している子どもに、放課後等の適切な遊びの場及び生活の場を提供していきます。</p> <p>また、事業の更なる充実を図るため、利用対象学年の拡充や開所時間の延長、学校施設の活用、民間活力の導入などについて検討していくとともに学童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民の理解が進むよう周知していきます。</p>	子育て支援課		<p>*新型コロナウイルス感染予防対策を講じながら、通常通り学童クラブを開所し、共働き家庭の支援と児童の居場所づくりを実施。</p> <p>*学童クラブ入所申請手続きの電子化の実施（Logoフォーム・RPA・AI-OCRの活用）</p> <p>*全学童クラブ支援員・補助員を対象とした研修会7月8日「学童クラブにおける発達障害の理解と支援」</p> <p>11月10日「気になる子への対応～学童保育施設～」</p> <p>*全学童クラブ支援員・補助員を対象とした情報交換会（年2回）</p> <p>*支援を必要とする児童への対応として、臨床心理士等が巡回し児童育成に関するアドバイスを実施。（3か所）</p>	○	<p>国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、令和6年度から小学校1校において、学校施設内での学童クラブ運営のモデル実施に取り組むことから、令和5年度に小学校内への学童クラブ設置に取り組む。今後学校施設内での運営に関する効果検証を行い、方向性について検討していく。</p> <p>また、学童クラブ支援員・補助員に対する研修の実施や、学童クラブ間の情報共有・意見交換による交流の促進を図ること、令和5年度には連携アドバイザーを配置し学童クラブ運営の支援に取り組むこととしており、全学童クラブにおける児童育成の充実に取り組んでいく。</p>	見直し
	2			放課後子ども教室「はむらっ子広場」	<p>小学校の校庭や余裕教室等を活用して、放課後の子どもたちの安全な居場所を確保し、地域住民の参画を得て、学習・スポーツ・文化芸術活動や地域住民との交流活動等を行う場を小学校全校で実施していきます。</p> <p>また、開所日数の拡大及び学童クラブと一体とした運営についても検討していきます。</p>	生涯学習推進課		<p>*放課後子ども教室を市内全小学校（7校）で実施。</p> <p>・参加児童数14,716人（前年比2,662人増）</p>	○	<p>令和5年度より、全校統一で週2日開室することを決定した。また、令和4年度の所管替えにより、月曜日開室校へのサポートが手薄になってしまうことから、月曜日は開室せず火曜日から金曜日の間で実施することを決定した。</p>	継続
	3			児童館事業	<p>子どもの安全で安心な遊びの場として、また、子育て支援の拠点として児童館で実施する各種事業の充実を図るとともに、館の運営にあたり、民間活力の導入について検討します。</p>	子育て相談課		<p>*児童館事業の実施</p> <p>・利用者人数 53,779人（昨年度比20,154人増加）</p>	○	<p>引き続き、地域における子どもの安全な遊び場・居場所作りと、子育て支援の拠点としての機能の充実を図っていく。</p>	継続
	4			放課後等デイサービス事業	<p>障害のある児童・生徒に対して、放課後や休日に生活向上のための訓練、社会との交流の機会を充実させるため、放課後等デイサービスの利用を支援します。</p>	障害福祉課		<p>*放課後等デイサービスの利用支援（市内7事業所）</p> <p>・延利用者数 2,064人</p> <p>・延利用日数 20,057日</p>	○	<p>事業者との連絡会等により連携強化や質の向上に努め、また、重症心身障害児向けのサービスについて参入を促していく。</p>	継続
4. 子どもの健全育成	1			体験学習・社会参加活動	<p>広い視野と社会性を持った子どもを育成するため、子ども体験塾や社会参加実践活動等スポーツ・職業体験等を実施します。</p>	子育て支援課		<p>*大島・子ども体験塾は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止</p> <p>*夢チャレンジセミナーは新型コロナウイルス感染症対策を講じながら実施</p> <p>2月4日 講師：越乃リュウさん（元タカラジェンヌ）参加者18人（他、家族14人）</p>	△	<p>ウィズコロナ・アフターコロナの対応を踏まえ、各種事業の実施方法等を検討し、子どもたちの心身の健やかな成長を育んでいくよう取り組んでいく。</p>	継続

施策の方向	番号	量の見込	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和4年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	2			少年少女球技大会	心身ともに健やかな子どもたちを育て、地域における異年齢集団の活動を促進することを目的に、青少年対策地区連絡協議会と連携し、ソフトボール及びキックボールによる少年少女球技大会を実施します。	子育て支援課		*市主催ではなく、青少年対策地区委員会連絡協議会の主催事業に見直しを行い、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら実施 7月9日 ソフトボール:6チーム、キックボール:7チーム	○	今後は、球技大会が実施可能な地区については、単独での地区大会を開催するか、地区間で調整を行い、合同で地区大会を開催することとし、連絡協議会は、地区間同士の大会の調整及び場の提供を行うなど、運営面でのサポートに取り組んでいくこととし、全体としての少年少女球技大会は実施しないこととされた。	見直し
	3			青少年犯罪の防止	子どもの健全育成や非行の未然防止を図るため、地域における育成活動や有害図書等の追放、市内パトロールなどの環境浄化活動などに取り組んでいる青少年育成委員会活動を推進します。	子育て支援課		*新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じながら、パトロールを実施 ・11月15日 不健全図書パトロール ・12月19日 年末防犯・交通安全・火災予防パトロール ・定期パトロール(班ごと実施)	○	今後も新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、地域で青少年の健全育成活動を担う団体への支援を継続していく。	継続
	4			「青少年健全育成の日」事業	関係機関や地域団体の協力を得ながら、地域における子どもの健全育成を促進するため、「青少年健全育成の日」事業の充実を図ります。	子育て支援課	生涯学習センターゆとろぎ	*新型コロナウイルス感染症対策のため規模を縮小し、「青少年健全育成の集い」(ポスターコンクール入賞者、青少年健全育成成功労者、模範青少年等の表彰式)のみ実施 ・ポスターコンクール入賞者 最優秀賞1人、優秀賞10人 ・青少年健全育成成功労者6人、模範青少年4人	△	新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じながら、「青少年健全育成の集い」及び「子どもフェスティバル」を開催し、引き続き青少年の健全育成を推進していく。	継続
	5			青少年対策地区委員会等への活動支援	子どもたちが豊かな人間性を身につけながら健全に成長できるよう、町内会・自治会育成部や青少年対策地区委員会等の活動を支援します。	子育て支援課		*青少年対策地区委員会や青少年育成委員会などの、地域の青少年団体に対し、地域における青少年の健全育成活動支援の実施 ・地区委員会補助金2,710,970円 ・育成委員会助成金 32,000円	○	今後も引き続き、地域で青少年の健全育成活動を担う団体への支援に取り組んでいく。	継続
	6			青少年問題協議会	子どもの健全育成や子ども・若者が抱える問題等について、各種青少年関係機関・団体と連携を強化し、情報や問題意識の共有化を図ります。	子育て支援課		*青少年問題協議会の開催(年2回) 10月4日 テーマ:「青少年のインターネット・SNSの利用について」 1月30日 テーマ:「ヤングケアラーに関する体験談と支援策」	○	各青少年関係機関・団体との連携を強化し、青少年に関する現状や問題意識の共有を図り、青少年問題協議会として対策を検討していく。	継続
	7			子どもや若者の育成支援	若者無業者(ニート)やひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者、また、その家庭を支援するため、相談会や講演会を実施するとともに、関係機関との連携を強化します。	子育て支援課		*ひきこもり相談会 2月15日 参加者4人 *ひきこもり講演会 2月12日 講師:井利由利さん(公益財団法人青少年健康センター副会長・臨床心理士・公認心理士・精神保健福祉士) 参加者18人	○	東京都ひきこもりサポートネットなどの専門機関と連携し、ひきこもりなどの支援を継続していく。	継続

実施事業ごとの実績及び点検・評価一覧

基本目標5 配慮が必要な子ども・若者と子育て家庭への支援の充実

【施策の方向1】子どもの権利の尊重 【施策の方向2】ひとり親家庭の自立支援の推進 【施策の方向3】子どもの発達支援体制の充実

【施策の方向4】障害のある子どもへの支援の充実 【施策の方向5】社会的自立に困難を有する子ども・若者やその家庭への支援の充実

☆:子ども子育て支援法により、量の見込み、確保の内容及びその実施時期を定める必要がある事業

施策の方向	番号	量の見込み	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和4年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
1. 子どもの権利の尊重	1			児童虐待防止への意識啓発	児童虐待を防止するため、子どもと接する機会の多い関係機関に対して市が作成した「児童虐待対応マニュアル」を配布し、市民に対してはリーフレットの配布や、児童虐待防止運動のシンボルマークであるオレンジリボンを周知するなど、児童虐待防止への意識の啓発を図ります。	子育て相談課		*11月の児童虐待防止推進月間に市内公共施設、医療機関等に啓発ポスターを掲示(一部は通年掲示) *11月に児童虐待防止講演会を開催 *11月1日号の広報で、児童虐待防止推進月間について掲載	○	児童虐待問題への意識啓発が図れた。 市民に興味関心の高い内容で講演会を実施できるよう、テーマ、講師の選定等について検討を行い、啓発事業を継続していく。	継続
	2			児童虐待防止ネットワーク	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応や要保護児童の適切な保護、要支援児童の適切な支援を図るため、有識者、保健・福祉・教育関係機関等からなる「羽村市要保護児童対策地域協議会」を定期的に開催し、情報や認識の共有化及び専門性と連携の強化を図ります。	子育て相談課		・R4年度要保護児童対策地域協議会実務者会議3回、代表者会議1回開催 ・個別ケース検討会議 41回開催 ・児童虐待防止後援会開催	○	要保護児童対策地域協議会は時間短縮などの感染防止対策を図りながら実施。今後も会議開催等により、適切な支援方法の共有と連携の強化を図り、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応などに取り組んでいく。	継続
	3	再		乳幼児健康診査	乳幼児の発育・発達の確認と疾病や異常の早期発見・早期治療を行うため3～4か月、6～7か月、9～10か月、1歳6か月、3歳児の健康診査を実施します。また、乳幼児健康診査の場を活用し、個別相談及び健康教育を行うとともに、児童虐待の発生予防の観点から、育児不安を抱える親や発達の遅れが心配される子ども等に対し、継続した支援を行っていきます。	子育て相談課		*3～4か月児健診 年12回、279人 *6～7か月児健診 268人 *9～10か月児健診 259人 *1歳6か月健診 年12回、317人 *3歳児健診 年12回、363人	○	乳幼児期の健診を定期的に行い、発育・発達の確認や異常の早期発見・早期対応を図っている。特に支援が必要な家庭に対しては、妊娠期の関わりのほか、各節目の健診において地区担当保健師が面接を行い、継続した支援を行っていく。	継続
	4			訪問事業等による養育支援家庭の把握	乳児家庭全戸訪問事業や新生児訪問指導等を通じて、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、必要に応じて産後ケア事業や養育支援訪問事業等の適切な支援につなげることで、児童虐待の発生予防に努めます。	子育て相談課		*養育支援家庭の把握 282件 (乳児家庭全戸訪問事業・新生児訪問指導時に確認)	○	乳児の発育・発達や産婦の心身の状況を確認し、必要に応じて産後ケア事業や養育支援訪問事業に繋ぐなど早期発見・早期対応を図っている。引き続き、感染予防に留意しながら、訪問率の向上と必要に応じた適切な支援の提供に努め、児童虐待の未然防止に努めていく。	継続
	5	☆	再	養育支援訪問事業	家族等から日中の家事や育児の支援が得られず、また、育児ストレスや心身の疾病、養育力の不足などにより不適切な養育状態にあるため、養育支援が必要と認められる家庭に支援を行う事業です。児童虐待の予防の観点からも専門的知識や経験を有する者が相談や指導を行うとともに、養育支援ヘルパーを派遣し、家事援助等の養育支援を行います。	子育て相談課		*専門的相談支援:166家庭(317ケース) 445回 *育児・家事援助(ヘルパー派遣):4家庭、46回(46時間)	○	専門的知識や経験を有する職員が行う相談・指導とヘルパー派遣により、児童虐待の未然防止、育児不安の軽減が図れた。令和5年度は新たなヘルパー派遣委託事業所との契約を予定しており、相談者のニーズに沿った派遣ができるよう支援していく。 母子保健型の利用者支援事業等との連携を密に行い、適切な支援に繋げていく。	見直し
	6			子育て相談	子育てに関する不安の解消に向けた適切な支援を行うため、子ども家庭支援センター、地域子育て支援拠点、教育相談室などと連携し、相談事業を実施します。	子育て相談課	教育支援課	・各児童館で子育て相談員が相談対応を定期的に行った。 ・地域子育て支援センター2園で親子が参加できるひろば事業を開催。	○	児童館での相談について、必要に応じて子ども家庭支援センターや母子保健・相談係への支援につなげている。今後も関係機関との連携を図り適切な支援を行っていく。また子育て相談事業、地域子育て支援センターのひろば事業について周知していく。	継続
	7	再		多様なニーズに応じた教育相談の充実	スクールソーシャルワーカーを配置し、家庭を起因とした課題等のある保護者や児童・生徒との面接を行うとともに、児童・生徒の情報を学校と共有し、学校内外の関係機関と連携して、児童・生徒の生活環境の改善を図ります。 また、学校と家庭の連携推進事業における「家庭と子どもの支援員」を配置し、生活指導上支援の必要がある児童・生徒、保護者に対し、教員の対応できない時間も支援及び助言を行い、不登校など問題行動の未然防止や改善につなげていきます。	教育相談室	子育て相談課 教育支援課	*いじめ、不登校などの問題行動や早期対応の支援が必要な児童・生徒・保護者に対するスクールソーシャルワーカーによるきめ細かな支援 *不登校または登校しぶりの児童・生徒に対する家庭と子どもの支援員を活用した登校支援 *ハーモニースクール・はむらにおいて、児童・生徒の居場所づくりを進め、学校復帰や学びの継続、社会的自立に向けた適切な支援 *教育相談員による教育相談室での相談事業や各学校への巡回相談の実施 *スクールソーシャルワーカー、家庭と子どもの支援員、ハーモニースクール・はむら指導員、教育相談員のほか、スクールカウンセラーや子ども家庭支援センター等との連携による多面的な支援	○	よりきめ細かな対応を実現させるため、スクールソーシャルワーカーの人員と活動時間の充実が必要になっている。 家庭と子どもの支援員を有効に活用するため、学校に対して更なる周知を図っていく。 児童・生徒の最適な学びの場を確保するため、学校・スクールソーシャルワーカー・教育相談室との更なる連携を図っていく。	継続

施策の方向	番号	量の見込	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和4年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	8		再	子どもや若者の育成支援	若者無業者(ニート)やひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者、また、その家庭を支援するため、相談会や講演会を実施するとともに、関係機関との連携を強化します。	子育て支援課		*ひきこもり相談会 2月15日 参加者4人 *ひきこもり講演会 2月12日 講師:井利由利さん(公益財団法人青少年健康センター副会長・臨床心理士・公認心理士・精神保健福祉士) 参加者18人	○	東京都ひきこもりサポートネットなどの専門機関と連携し、ひきこもりなどの支援を継続していく。	継続
	9			子どもの学習支援事業	経済的な事情で学習の機会に恵まれない中学生に対する学習支援や学習の場の提供を行います。支援員と学習ボランティアが勉強の仕方をサポートし、学力及び学習意欲の向上と学習習慣の定着を図ります。	社会福祉課		*中学生を対象とした学習支援の実施 毎週水曜日午後5時30分～2時間程度 *参加人数 8人	○	引き続き、経済的な事情により、学習の機会が少ない中学生に対する支援に取り組んでいく。	継続
2. ひとり親家庭の自立支援の推進	1			ひとり親家庭への情報の提供	ひとり親家庭に関する各種の事業や情報を総合的に提供するため、「ひとり親福祉のしおり」を作成し、配布します。	子育て相談課		「ひとり親福祉のしおり」の発行	○	「ひとり親福祉のしおり」を発行し、窓口での配布や相談時の活用により、制度の周知に努めた。今後も制度周知を徹底するため、積極的に活用していく。	継続
	2			母子・父子自立支援員活動	ひとり親家庭の抱えている日常生活や就業での問題を把握し、その解決に向けて母子・父子自立支援員による必要な指導・助言及び情報提供を行い、ひとり親家庭の自立に向け、総合的な支援を図ります。	子育て相談課		母子・父子自立支援員による生活や離婚、子ども、経済的支援などの総合相談の実施 相談実績 延1,993件	○	ひとり親家庭が抱える悩みごとについて、自立に必要な情報提供や相談指導の充実を図った。今後もひとり親家庭のさまざまなニーズに合わせ、制度の情報提供や相談指導を行っていく。	継続
	3			母子・父子自立支援プログラム策定等事業	プログラム策定員が個々の対象者の状況・ニーズに応じ、自立目標や支援内容等について自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所等との連携を密にし、きめ細かく継続的な自立・就労支援を実施します。	子育て相談課		・「ひとり親福祉のしおり」や広報、窓口でのチラシ配布、市公式サイト、メール配信サービスなどによる制度周知 ・児童扶養手当現況届の通知送付時のチラシ同封 ・令和4年度プログラム策定数 4人	○	職業安定所と連携しつつ、きめ細やかな就労支援を行うことでひとり親家庭の自立促進を図った。今後も職業安定所との連携を強化し、就労支援を通してひとり親家庭の自立促進を図っていく。	継続
	4			ひとり親家庭の就業等を支援する事業	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業として、一定の国家資格の取得等を目的に、養成機関において修業する際の生活支援として給付金を支給する高等職業訓練促進給付金等事業、及び教育訓練に関する講座を受講し、修了した際に受講料の一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業を実施します。	子育て相談課		・「ひとり親福祉のしおり」や広報、窓口でのチラシ配布、公式サイトなどによる制度周知 ・給付金の支給によるひとり親家庭の自立促進と就業の支援 ・令和4年度実績 高等職業訓練促進給付金 4人 高等職業訓練修了支援給付金 1人 自立支援教育訓練給付金 1人	○	給付金の支給により、ひとり親家庭の自立促進と就業の支援を図った。今後も制度の周知に努め、ひとり親家庭の安定した就労支援を図っていく。	継続
	5			ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	義務教育終了前の子どもがいるひとり親家庭であって、就労、疾病や冠婚葬祭などのため、一時的に子育てが困難となった場合にホームヘルパーを派遣し、育児、食事の世話等、必要な支援を行います。	子育て相談課		・「ひとり親福祉のしおり」や広報、窓口でのチラシ配布、市公式サイト、メール配信サービスなどによる制度周知 ・ひとり親家庭の相談や子ども家庭支援センターの相談内容により、援護を必要とするひとり親世帯の利用促進 ・令和4年度実績 2世帯(延利用回数182回)	○	ホームヘルパーを派遣することにより、ひとり親家庭の福祉の増進と子どもの健全な生活の安定を図った。今後も援護を必要とするひとり親世帯に対し、制度周知の徹底や利用促進に努めていく。	継続
	6			ひとり親家庭休養ホーム事業及びレクリエーション事業	指定施設の利用料を助成することで、ひとり親家庭の休養及びレクリエーションの充実を図ります。	子育て相談課		【令和3年度末で廃止】 *羽村市自然休暇村の宿泊費の一部を助成する休養ホーム事業は、自然休暇村の閉館に伴い、令和3年度末で事業廃止。 *市内レクリエーション施設の利用回数券の一部助成制度は、新型コロナウイルスの影響もあり、利用実績の減少が止まらず、令和2年度末で事業を廃止	廃		廃止
	7				母子生活支援施設入所事業	配偶者のいない女子、またはこれに準ずる事情にある女子で、子どもの養育が十分にできない場合、母子ともに施設に入所させて保護し、自立促進のための生活支援を行います。	子育て相談課		・養育困難やDV被害、居所なしにより援護が必要な世帯に対し、施設入所による措置 ・令和4年度入所世帯 なし	○	施設に入所し保護することで、子どもと母親がともに生活ができ、様々な自立のための支援が図れる。今後も関係機関との連携を強化し、入所者に寄り添い、自立促進や退所に向けた生活支援に努めていく。

施策の方向	番号	量の見込	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和4年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	8			母子福祉資金・父子福祉資金・女性福祉資金の貸付	母子家庭・父子家庭の方や配偶者のいない女性の経済的自立と生活意欲の助長及び児童福祉の増進を図るため、事業開始資金、技能習得資金や生活資金などの必要な資金の貸付を行います。	子育て相談課		<ul style="list-style-type: none"> ・「ひとり親福祉のしおり」や広報、窓口でのチラシ配布、市公式サイト、メール配信サービスなどによる制度周知 ・母子・父子自立支援員による相談を通じて資金貸付制度の情報提供を積極的に行い、必要な貸付を実施 ・母子・父子福祉資金 新規貸付件数 12件 継続貸付件数 16件 ・女性福祉資金 新規貸付件数 1件 	○	経済的自立と生活意欲の助長を図り、ひとり親家庭や、女性の福祉の増進を図った。今後も貸付制度の周知により、適切にひとり親家庭、女性の経済的自立の促進を図っていく。	継続
	9			児童扶養手当・児童育成手当の支給	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するとともに、児童福祉の増進を図り、生活の安定と自立を支援するため、手当を支給します。	子育て相談課		<ul style="list-style-type: none"> 【児童扶養手当】 第1子:延児童数 4,982人 支出額 180,186,150円 第2子:延児童数 2,184人 支出額 20,230,350円 第3子以降:延児童数 736人 支出額 4,238,540円 【児童育成手当(育成手当)】 育成手当:延児童数 10,463人 支出額 141,220,500円 	○	ひとり親家庭への経済的支援を行うことで、生活の安定と自立を支援した。今後も適正な支給に努めていく。	継続
	10			ひとり親家庭等の医療費助成	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するとともに、児童福祉の増進を図り、生活の安定と自立を支援するため、ひとり親家庭等を対象に医療費助成を行います。	子育て相談課		世帯数 473世帯、対象者数 825人 助成件数 9,047人、助成額 21,684,154円	○	各課と連携し制度の周知に努め、ひとり親家庭の経済的支援を行った。今後もひとり親家庭の支援に努めていく。	継続
3. 子どもの発達支援体制の充実	1			健康診査等	発育及び発達障害や疾病などの早期発見・早期治療を図るため、妊婦健康診査、各種乳幼児健康診査、保育園入所児童の健康診断及び小中学校児童・生徒の健康診断を実施します。	子育て相談課	子育て支援課 学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> *妊婦健康診査受診者数 延べ3,602件 *3～4か月児健診 年12回 279人 *6～7か月児健診 268人 *9～10か月児健診 259人 *1歳6か月健診 年12回 317人 *3歳児健診 年12回 363人 	○	引き続き、妊娠中から乳幼児期、学童期における節目の健診を実施し、発育・発達障害や疾病の早期発見・早期治療に努めていく	継続
	2			早期療育に結びつけるための関係機関との連携	各種乳幼児健康診査等で子どもの発育や発達に不安がある保護者に対し、専門医と連携し相談に応じるとともに、必要に応じて専門医療機関や福祉サービスの紹介を行います。 また、保護者が安心して相談できる環境を整え、関連部署や関係機関と連携して、子どもの発育・発達を促すことができるよう支援します。	子育て相談課	障害福祉課 子育て支援課	*各種乳幼児健康診査等で子どもの発育や発達に不安がある保護者に対する必要に応じた専門医療機関や福祉サービスの紹介	○	引き続き、関係機関と連携を図りながら、保護者の不安の軽減や子どもの発育・発達の促進を図っていく。	継続
	3	再		幼稚園・保育園等への定期巡回相談	臨床心理士等の専門職が、幼稚園・保育園等を巡回し、発達に支援を要する子どもに関して、幼稚園教諭や保育士に助言や支援を行い、子どもの個性や成長を促すことを大切に、切れ目のない発達支援体制を目指します。	子育て相談課		<ul style="list-style-type: none"> *幼稚園・保育園等巡回相談事業の実施 ・施設数:26ヶ所(うち市外3ヶ所) ・合計訪問件数:77件 ・延相談件数:163件 	○	臨床心理士等の専門職が保育従事者への助言指導を幼稚園・保育園等に対し行うとともに、子ども家庭部内における母子保健・発達支援部門と、保育・幼稚園担当、連携アドバイザー等との連携を強化していく。	継続
	4			子どもの発達に関する総合相談	子どもの発達に関する相談に、臨床心理士等が対応します。必要に応じて、適切な機関につなげます。	子育て相談課		<ul style="list-style-type: none"> *子どもの発達に関する総合相談事業の実施 ・相談人数 77人 ・延相談件数 103人 	○	引き続き、適切な機関や担当部署へ繋いでいく。	継続
	5			地域での専門相談「ちょこっと広場」	子育て中の気になることを、気軽に、専門職に相談できるよう、児童館で「ちょこっと広場」を実施します。相談には、発達相談員(臨床心理士・言語聴覚士等)が対応します。	子育て相談課		<ul style="list-style-type: none"> *ちょこっと広場事業 ・こころの相談(臨床心理士) 開催日数:12回 延件数:3件 ・ことばの相談(言語聴覚士) 開催日数:24回 延件数:50件 	○	「こころの相談」については、実施日を設けず、児童館子育て相談員との連携のもと、希望があれば随時相談を受けていくこととする。	継続

施策の方向	番号	量の見込	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和4年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	6		再	発達障害に関する啓発講演会	発達に支援を要する子どもたちが地域で暮らしていくために、その特性や対応の仕方等について、講演会を実施し、広く普及啓発を行います。	子育て相談課	障害福祉課 健康課 子育て支援課 学校教育課 教育支援課 教育相談室	明治安田こころの健康財団との共催により、YouTube「羽村市公式動画チャンネル」において発達障害に関する講演会の動画配信を行った。講師：宮本 信也氏（白百合女子大学教授） テーマ：発達に特徴のある幼児に大切なこと～子どもの心の育ち～ 視聴回数：447回	○	発達支援に対する理解と対応方法などの普及啓発のため、ウイズコロナ・アフターコロナにおける啓発の機会を検討し実施していく。	継続
	7			発達支援体制の検討会	発達支援における具体的な内容、今後の方向性など諸々の事項について検討し、切れ目のない発達支援を行なうための組織的な体制の充実を図るため、庁内関係部署による検討会を実施します。	子育て相談課	障害福祉課 健康課 子育て支援課 学校教育課 教育支援課 教育相談室	【令和3年度末で廃止】 平成28年度から検討を重ね、切れ目のない発達支援体制の構築を目指したプロジェクトチームによる検討は、「羽村市発達支援体制を検討するプロジェクトチーム 報告書」をもって令和3年度末に終了とし、今後の発達支援に関する取組みについては、各部署がもつ個別支援計画に委ねるものとした。 また、事業所の参入による新たな課題（ヤングケアラー・ひきこもり等）を検討する際は、別途、子ども家庭部（子育て相談課）・福祉健康部（障害福祉課）・生涯学習部（教育支援課・教育相談室）で、必要に応じて協議の場を設けることとする。	廃		廃止
4. 障害のある子どもへの支援の充実	1			各種手当の支給	障害のある子どもまたはその保護者への手当として、要件に応じて、「児童育成手当（障害手当）」「特別児童扶養手当」「障害児福祉手当」「重度心身障害者手当」「難病患者福祉手当」を支給します。	障害福祉課		*障害児福祉手当 29人 4,352,550円 *難病患者福祉手当 408人 31,552,500円（大人も含むすべての人数、額） ※重度心身障害者手当は、東京都が支給。	○	障害者（児）への支援として、今後も引き続き実施していく。	継続
						子育て相談課		*児童育成手当（都障害手当）：延児童数 611人、支出額 9,470,500円 *児童育成手当（市障害手当）：延児童数 1,044人、支出額 13,156,000円 *特別児童扶養手当：受給者数69人（手当は東京都で支給）		障害のある子供を扶養している家庭への支援を行った。引き続き支援を実施するとともに、制度の周知に努めていく。	
	2			各種医療費の助成	障害のある子どもの医療費の助成として、要件に応じて、「自立支援医療費（育成医療・精神通院医療）」「小児精神障害者入院医療費助成」「小児慢性疾患医療費助成」「心身障害者（児）医療費助成」「難病医療費等助成」を実施します。	障害福祉課		*自立支援医療費（精神通院医療）：1,628人（大人も含むすべての人数） *小児精神障害者入院医療費助成：1人 *小児慢性疾患医療費助成：42人 *小児障害者（児）医療費助成：552人（大人も含むすべての人数） *難病医療費助成：654人（大人も含むすべての人数）	○	障害者（児）への支援として、今後も引き続き実施していく。	継続
						子育て相談課		*育成医療 受給者数 2人、助成件数 13件、助成額 92,228円		障害のある子どもを扶養している家庭への支援を行った。引き続き支援を実施するとともに、制度の周知に努めていく。	
	3			特別支援教育就学奨励費	保護者の経済的負担の軽減を図るため、特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者等に対し、所得に応じて、学用品費や校外活動などの就学に必要な経費を交付します。	教育支援課		*小学校対象者人数：58人（令和3年度：54人）、特別支援教育就学奨励費支払い金額：3,917,258円（令和3年度：3,638,007円） *中学校対象者人数：31人（令和3年度：20人）、特別支援教育就学奨励費支払い金額：3,628,254円（令和3年度：2,344,101円） *就学奨励費の一部に支払い上限額を設定し運用した。	○	小学校特別支援学級在籍数89人（令和3年度：88人）、中学校特別支援学級在籍数52人（令和3年度：38人）となっている。 中学校の特別支援学級（自閉症・情緒障害）が開級し、就学相談・転学相談の受付件数が増加していることから、特別支援学級対象児童・生徒の増加が予想され、引き続き、就学奨励費の一部に支払い上限額を設定し運用していく。	継続

施策の方向	番号	量の見込	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和4年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	4		再	統合保育の推進	障害のある子どもの保育にあたっては、保健センター、医療機関や療育機関等と連携し、集団保育の中で子どもの状況に応じた保育を実施するとともに、障害のある子どもとない子どもが、日常の保育を通し、お互いの理解を深めながらともに育つことができるよう、統合保育の推進に努めます。また、施設に対し、職員のスキルアップのための講座や研修会、先進事例などの情報提供を積極的に行い、各施設における保育の質の更なる向上のための取組みを支援します。	子育て支援課	障害福祉課 子育て相談課	*各園からの要請に応じ、関係機関からの助言による適切な保育の実施 *保育施設への医療的ケア児受入れガイドラインに基づく医療的ケア児の受け入れの実施 私立保育園 2園 *令和5年度入所希望児童について、受入れ先施設や各支援機関との情報共有に基づく受入れ体制の確立	○	ガイドラインに基づく医療的ケア児の保育施設への受入れ、保育施設への財政支援や施設間での受入れ方法の情報共有等を行い、保育サービスの充実を図る。また、庁内の関係部署で情報交換、連携により、医療的ケア児への支援の充実について検討していく。	継続
	5			児童発達支援事業	障害のある子どもに日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練等を提供する児童発達支援事業の利用を支援します。	障害福祉課		*児童発達支援事業の利用支援 市内5事業所 ・利用者 57人 ・延利用日数 2,208日	○	サービスの利用希望には応えられている状況であり、今後もサービスの提供を継続するとともに、事業者連絡会等を通し、連携強化と事業所の質の向上に努めていく。	継続
	6			保育所等訪問支援事業	障害のある子どもが利用する保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等や助言を行い、子どもの成長を支援します。また、事業者の参入を促進し、サービスの充実を図ります。	障害福祉課		*保育所等訪問支援事業の実施 ・利用者 0人 ・延利用日数 0日	○	現在、市内でサービスの展開を予定している事業者はない状況であり、サービスの提供機関が少ないため、引き続き、事業者の参入を促進し、サービスの充実を図っていく。	継続
	7			日中一時支援事業	介護者が、緊急その他やむを得ない理由により介護することができないときに、障害のある子どもの日中における活動の場の確保及び一時的な見守りを行います。	障害福祉課		*日中一時支援事業の利用 1件	○	サービスの提供機関が少ないため、市内外の事業所とも連携を図りながら、必要時に利用できるよう努めていく。	継続
	8			日中一時支援事業「青い鳥」	心身に障害のある子どもに対して、施設への通所による集団生活への適応訓練や、自立に必要な日常生活基本動作の訓練等を行う障害児日中一時支援事業「青い鳥」を実施します。	障害福祉課		【令和2年度末で廃止】 利用者の減少等により、令和2年度で事業を廃止した。	廃		廃止
	9			中等度難聴児発達支援事業の実施	中等度難聴児(身体障害者手帳の交付対象とならない子ども)に対して、補聴器の使用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。	障害福祉課		*補聴器の購入費用の一部助成 3件	○	引き続き、購入費用の助成を継続していく。また、事業内容について関係機関と共有していく。	継続
	10		再	放課後等デイサービス事業	障害のある児童・生徒に対して、放課後や休日に生活向上のための訓練、社会との交流の機会を充実させるため、放課後等デイサービスの利用を支援します。	障害福祉課		*放課後等デイサービスの利用支援(6事業所) ・延利用者数 2,064人 ・延利用日数 20,057日	○	事業者との連絡会等により連携強化や質の向上に努め、また、重症心身障害児向けのサービスについて参入を促していく。	継続
	11		再	多様なニーズに応じた特別支援体制の充実	適切な就学・転学相談等及び教員の専門性の向上を図る研修を実施するとともに、特別支援教育支援員を小・中学校へ配置活用し、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒への適切な支援体制の充実を図ります。また、小・中学校の特別支援教室を中心とした特別支援教育体制の充実を図り、すべての学校でインクルーシブ教育システムの構築を進めます	教育支援課	障害福祉課 子育て支援課 子育て相談課 学校教育課 教育相談室	*通常学級における特別支援教育支援員を全校に配置 *幼稚園、保育園等と連携しながら個々の教育的ニーズに応じた適切な就学につながるよう就学相談を実施 *特別支援教育講演会を感染防止の観点から動画配信の形で実施 *特別支援教育に携わる教員の専門性・資質向上のための研修を実施	○	特別支援教室の指導期間が1年間(「原則の指導時間」とされたことに伴い、継続して入室が必要となる児童・生徒を対象に発達検査の対応数を拡充する。令和5年度に就学相談員を庁内に1名配置し、就学・転学相談を適切に実施していく。通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒は増加傾向にあり、教員の専門性向上のため、職層・経験年数等の階層別に内容を充実した研修を実施していく。また、特別支援教育支援員等の配置による支援体制を継続していく。	継続
	12			関係機関との連携	市内の小・中学校や特別支援学校、幼稚園、保育園、市内関係機関等での特別支援教育体制を充実させるため、情報交換や特別支援教育に関する共通理解を深めていきます。	教育支援課	障害福祉課 健康課 子育て支援課 子育て相談課 学校教育課 教育相談室	*特別支援教育連絡協議会の開催 年3回 *都立特別支援学校在籍児童・生徒の副籍交流事業として、羽村市内の小・中学校において交流を実施した。	○	今後も継続的に情報交換や共通理解を促進する機会を設けることに取り組んでいく。都立特別支援学校との連携による研修等を活用し、乳幼児期から就学時へのスムーズな引継ぎや就労を見据えた進路選択ができる継続した支援体制の構築を図っていく。	継続

施策の方向	番号	量の見込	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和4年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	13			自立に向けた障害福祉サービスの提供	自立に向けた訓練としての移動支援や、保護者の休息等を目的とした短期入所など、必要なサービスを提供します。	障害福祉課		*社会参加のための移動支援やレスパイト等を目的とした短期入所事業の実施 【移動支援】 ・利用者 8人 ・延利用時間 289.5時間 【短期入所】 ・利用者 21人 ・延利用日数 592日	○	引き続き、必要なサービスの提供を継続していくとともに、事業所の参入を促していく。	継続
	14			市役所内実習事業	就職を希望する障害のある人の就労能力の向上を目的に、職場体験の場として、市役所内実習事業に取り組んでいきます。	障害福祉課		*市役所内実習事業の実施 3回 (各回1~3人、実人数6人参加)	○	実施時期によっては参加者希望者が少ないときがある。引き続き、内容の充実と事業の周知に努めていく。	継続
5. 社会的自立に困難を有する子ども・若者やその家庭への支援の充実	1		再	多様なニーズに応じた教育相談の充実	スクールソーシャルワーカーを配置し、家庭を起因とした課題等のある保護者や児童・生徒との面接を行うとともに、児童・生徒の情報を学校と共有し、学校内外の関係機関と連携して、児童・生徒の生活環境の改善を図ります。 また、学校と家庭の連携推進事業における「家庭と子どもの支援員」を配置し、生活指導上支援の必要がある児童・生徒、保護者に対し、教員の対応できない時間も支援及び助言を行い、不登校などの問題行動の未然防止や改善につなげていきます。	教育相談室	子育て相談課 教育支援課	*いじめ、不登校などの問題行動や早期対応の支援が必要な児童・生徒・保護者に対するスクールソーシャルワーカーによるきめ細かな支援 *不登校または登校しぶりの児童・生徒に対する家庭と子どもの支援員を活用した登校支援 *ハーモニースクール・はむらにおいて、児童・生徒の居場所づくりを進め、学校復帰や学びの継続、社会的自立に受けた適切な支援 *教育相談員による教育相談室での相談事業や各学校への巡回相談の実施 *スクールソーシャルワーカー、家庭と子どもの支援員、ハーモニースクール・はむら指導員、教育相談員のほか、スクールカウンセラーや子ども家庭支援センター等との連携による多面的な支援	○	よりきめ細かな対応を実現させるため、スクールソーシャルワーカーの人員と活動時間の充実が必要になっている。 家庭と子どもの支援員を有効に活用するため、学校に対して更なる周知を図っていく。 児童・生徒の最適な学びの場を確保するため、学校・スクールソーシャルワーカー・教育相談室との更なる連携を図っていく。	継続
	2		再	多様なニーズに応じた特別支援体制の充実	適切な就学・転学相談等及び教員の専門性の向上を図る研修を実施するとともに、特別支援教育支援員を小・中学校へ配置活用し、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒への適切な支援体制の充実を図ります。また、小・中学校の特別支援教室を中心とした特別支援教育体制の充実を図り、すべての学校でインクルーシブ教育システムの構築を進めます。	教育支援課	障害福祉課 子育て支援課 子育て相談課 学校教育課 教育相談室	*通常学級における特別支援教育支援員を全校に配置 *幼稚園、保育園等と連携しながら個々の教育的ニーズに応じた適切な就学につながるよう就学相談を実施 *特別支援教育講演会を感染防止の観点から動画配信の形で実施 *特別支援教育に携わる教員の専門性・資質向上のための研修を実施	○	特別支援教室の指導期間が1年間(「原則の指導時間」とされたことに伴い、継続して入室が必要となる児童・生徒を対象に発達検査の対応数を拡充する。 令和5年度に就学相談員を市内に1名配置し、就学・転学相談を適切に実施していく。 通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒は増加傾向にあり、教員の専門性向上のため、職層・経験年数等の階層別に内容を充実した研修を実施していく。 また、特別支援教育支援員等の配置による支援体制を継続していく。	継続
	3		再	子どもや若者の育成支援	若者無業者(ニート)やひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者、また、その家庭を支援するため、相談会や講演会を実施するとともに、関係機関との連携を強化します。	子育て支援課		*ひきこもり相談会 2月15日 参加者4人 *ひきこもり講演会 2月12日 講師:井利由利さん(公益財団法人青少年健康センター副会長・臨床心理士・公認心理士・精神保健福祉士) 参加者18人	○	東京都ひきこもりサポートネットなどの専門機関と連携し、ひきこもりなどの支援を継続していく。	継続
	4			障害児支援から障害福祉サービスへの移行支援	年齢によるサービスの切り替えの際、計画相談支援事業所と相談し、介護給付や地域生活支援事業にスムーズに移行できるよう支援します。	障害福祉課		*18歳到達前に制度に関する説明や調整を行い、スムーズな移行支援の実施 *特別支援学校との連絡会の際に、年齢到達についての情報提供	○	引き続き、移行支援に努めつつ、長期的な見通しを持ったサービス利用について、普及啓発を行っていく。	継続
	5			専門機関との連携	ひきこもりに関する電話相談、メール相談に加え、家庭を訪問し相談に応じる専門機関と連携し、相談者を適切な関係機関につなげられるよう支援します。	子育て支援課		*児童青少年係窓口等での相談支援(東京都ひきこもりサポートネットと連携した支援)の実施 令和4年度相談実績0件	○	今後も相談者を専門機関につなげ、適切な支援を実施していく。	継続
	6			ひきこもり等に関する情報提供機会の充実	広報紙や公式サイト等を活用し、子ども・若者が社会生活を円滑に営む上で困難を抱えた場合における相談先について、幅広く情報提供を行っていきます。	子育て支援課		*広報はむらや市公式サイト等を活用した情報提供	○	今後も広報はむらや市公式サイト等を活用し、相談先について幅広く情報提供を行っていく。	継続

施策の方向	番号	量の見込	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和4年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	7			就労支援	<p>関係機関と連携して、就職面接会や専門員による各種就職相談会、就職セミナーなどを開催するとともに、相談者の抱える状況に応じて支援していきます。</p> <p>また、障害のある若者に対して一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるよう、就労面と生活面の支援を一体的に提供する障害者就労支援センター「エール」に地域開拓促進コーディネーターを配置し、就労を支援していきます。</p>	産業振興課		*ハローワーク青梅や東京しごとセンター多摩との連携による各種セミナー、面接会などの実施 *関係機関が実施する事業についてのチラシ配布、広報紙・HPを活用した広報周知	○	引き続き、関係機関と連携しながら各種事業の実施に努めていく。	継続
				社会福祉課		*就労支援員による生活保護受給者等生活困窮者に対する就労支援を、ハローワーク青梅と連携して実施 ・生活保護受給者 21人 ・生活困窮者 29人	新型コロナウイルス感染症の影響が減少し生活困窮者の支援対象者が減っている一方、生活保護受給者の支援対象者は増えている。いずれにしろ、未だに支援が必要な方が多い現状を鑑みると、当事業を継続して実施していく必要がある。				
				障害福祉課		*障害者就労支援センター「エール」で、障害のある人への職業相談、職場定着支援、自立生活支援などの事業の実施	就労や生活に関する相談対応や就労先との調整など、障害のある若者に対する就労支援を行った。近年、相談内容が多岐に渡る傾向があり、就労以前の心身や生活の問題への対応が必要になることがある。今後も多様な相談への対応に向け、関係機関・部署の連携を強化していく。				
				子育て支援課		*就労支援を必要とする若者への専門機関の紹介 0件	今後も、就労支援を必要としている若者に対し、適切な専門機関を紹介し、就労支援を実施していく。				

実施事業ごとの実績及び点検・評価一覧

基本目標6 仕事と生活の調和のための環境整備

【施策の方向1】仕事と子育ての両立支援 【施策の方向2】安心して外出できる環境の整備

☆:子ども子育て支援法により、量の見込み、確保の内容及びその実施時期を定める必要がある事業

施策の方向	番号	量の見込み	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和4年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
1. 仕事と子育ての両立支援	1		再	母親学級・両親学級	妊娠、出産、育児に主体的に臨むことができるよう正しい知識の習得機会を提供し、妊娠中の不安の解消を図るとともに、孤立しがちな母親同士が地域で情報交換や相談し合える仲間づくりの場としても活用できるよう支援していきます。 また、男性に育児についての学習や体験の機会を提供することにより、夫婦が協力して育児ができるよう男性の参加を促進します。	子育て相談課		*プレママサロン(母親学級)年6回 延べ53人 *ハロー赤ちゃんクラス(両親学級)年18回 延べ125人	○	妊婦体操や沐浴・調乳などの実習を通して、出産や育児に関する知識の提供を行っている。 令和5年度に胎児モデル(人形)を導入し、妊娠・出産の経過がイメージしやすくなるよう講座内容の充実を図るとともに、オンラインによる交流の機会を継続していく。	見直し
	2		再	みんなで楽しむ子育て講座	男性の家事・育児参画を推進することを目的に、親子遊びや調理実習、健康や男女共同参画のミニ講座を行います。親子の触れあいの場を提供するとともに、家族の健康づくりに役立つ知識と実践方法の普及啓発を図ります。	総務課 健康課 子育て相談課		*11月16日 10時～10時45分 *保健センター *参加者 4人(子連れ参加3人) *子育て中のパパママを対象に、家族の健康づくりに役立つ栄養講座と調理デモンストレーション、総務課による男女共同参画のミニ講座を実施 *12月3日 10時～11時30分 *中央児童館 *参加者:6家庭 19人(父:5人、母:5人、子:9人) *ホップの会(羽村市男性保育士の会)を講師に招き、身体を使った親子遊びの紹介と参加者との情報交換会を実施。	○	事業を通じて、子育て世代への男女共同参画に関する意識啓発及び、情報提供等に取り組んだ。庁内各課と連携し、引き続き、より効果的な事業を実施していく。 3年ぶりの対面形式の講座開催とし、味付けや食材の変化など試食も取り入れ、健康づくりの普及啓発を図った。より多くの方に参加していただけるよう、PR方法や申込方法等を精査していく。 3年ぶりの対面形式の講座で単独での講座としては5年ぶりの実施。対象児の年齢や対応時間を考慮し、単課での実施を検討するとともに、PR方法や開催時期、講座内容についても精査していく。	継続
	3			広報啓発活動による仕事と生活の調和に関する意識啓発	仕事と生活の調和についての理解が進むよう、広報・啓発を充実します。	総務課	産業振興課	*各課が実施する事業におけるリーフレット等の配布による意識啓発の実施	○	引続き、最新の情報を提供できるよう情報収集に努め、市民や事業者に対し、啓発活動を推進していく。	継続
	4			男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの 周知	育児・介護休業法などについて、広報紙やパンフレット等を活用した普及啓発を行い、男性も女性も育児休業制度等が取得しやすい職場環境づくりに努めます。 また、子育てしやすい就労環境づくりに向け、商工会や事業主に対して理解と協力を求めます。	総務課	産業振興課	*国や東京都等の関係機関からのリーフレット等による情報提供の実施	○	最新の情報を提供できるよう情報収集に努め、適時適切な情報提供を実施していく。	継続
	5			多様な保育事業の提供	多様なニーズに対応する保育サービスを充実するため、2時間延長保育、一時預かり事業や休日保育事業、乳幼児ショートステイ事業など、多様な保育事業について周知を図り、子育て家庭のニーズを踏まえた施策を提供していきます。	子育て支援課	子育て相談課	*市公式サイトや「保育園・幼稚園等ガイドブック」等を活用した保育事業の周知	○	今後も市民ニーズを捉え、定員の確保や保育事業を実施していく。また、対象施設、利用方法などを引き続き広報、市公式サイト、子育て応援ガイドブック等で分かりやすく周知していく。	継続
	6			女性のためのキャリアデザイン支援講座・チャレンジ支援講座	就労や地域活動などへ参加意欲を持つ方に対して、支援講座を実施することで、女性の活躍推進を支援していきます。	総務課	地域振興課 産業振興課	*新型コロナウイルス感染症感染状況拡大のため中止	○	職場復帰や地域活動に対する参加意欲を持つ女性が、自分らしい将来設計を行い、仕事や地域活動に参加するきっかけとなる講座を実施できるよう、実施方法の検討を含めて企画していく。	継続
	2. 安心して外出できる環境の整備	1			子育て家庭の外出支援「あかちゃん休憩室事業」	保護者が安心して乳幼児を連れて外出できるよう、公共施設のほか、保育園、幼稚園、商店などの地域の協力を得て、おむつの取替えや授乳ができる「あかちゃん休憩室」を設置していきます。	子育て相談課		R4年度末設置施設49か所 公共施設33か所、民間施設16か所	○	店舗規模縮小と幼稚園型認定こども園閉園に伴い、2か所登録廃止となった。羽村市独自事業である「あかちゃん休憩室」の普及促進を図り、市内事業者への協力依頼や利用促進に向けたPR方法を検討し、新規加入事業所の増加を目指す。

施策の方向	番号	量の見込	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和4年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	2			子育て応援とうきょうパスポート(東京都事業)の推進	子育てを応援しようとする社会的気運の醸成を目的に、企業や店舗が善意により子育て世帯や妊婦の方に対してさまざまなサービスを提供する「子育て応援とうきょうパスポート」の普及に努めます。協賛店では、粉ミルク用のお湯やおむつ替えスペースの提供、商品の割引や景品の提供などさまざまなサービスを受けることができます。	子育て相談課	産業振興課	*出生届時、手当申請手続きに際し「子育て応援とうきょうパスポート」のチラシ配布 *「羽村市子育て応援ガイドブック」に掲載 *赤ちゃん・ふらっと登録事業所 市内7か所(赤ちゃん休憩室登録事業所)		業務内容の掲載や都からの周知依頼に対応し、事業の推進を図っていく。	継続
	3			保育園・幼稚園等の園外活動、通学路における安全対策の推進	保育園・幼稚園等の園外活動や、通学中の児童・生徒の安全を確保するため、交通安全講習会への参加などの交通安全教育を通じて意識の向上を図るとともに、おさんぽコースや通学路を日常的に点検し安全確保に努めるなど、市と事業者、学校、地域、警察等が連携して安全対策を推進していきます。	子育て支援課 土木課 学校教育課	防災安全課	*園外活動や散歩時の安全対策に関する保育園・幼稚園等へ情報提供の実施 *国及び東京都が実施する「私立幼稚園及び保育所等における送迎バス等安全対策支援事業」に基づく支援の実施 *関係部署と連携した危険個所の改善、安全対策の実施 *要望箇所について、教育委員会、福生警察との合同点検を実施した。 *現地確認結果を基に、外側線等の道路標示の塗布や注意看板の設置を実施した。 *学校周辺における子どもたちの見守りや通学路の点検等を行うスクールガードリーダーの配置 *学校で交通安全に関する講習会の実施 *道路管理の所管部署、福生警察署による合同点検の実施(おおむね月1回)	○	園外活動等における安全対策に関し、保育園・幼稚園等への情報提供、関係部署と連携した危険個所の改善を継続し、安全対策を推進していく。令和4年度に引き続き、国及び東京都が実施する「私立幼稚園及び保育所等における送迎バス等安全対策支援事業」に基づく支援を実施していく。 現地の状況や基準に満たない等、条件が整わないため、要望に対し対応できない事案が生じていることが課題と考える。 引き続き、関係部署・機関と合同による点検などを実施していく。 学校の安心・安全に対する取組みについて、指導・助言及び巡回等を実施するよう、引き続き、スクールガードリーダーを配置し、登下校時における安全対策を図るとともに、各学校において、交通安全に関する講習会を実施し、交通安全に対する意識の向上を図っていく。 また、これまで実施してきた合同点検を引き続き行い、通学路の安全確保に取り組んでいく。	継続